

第2期 山形県国民健康保険運営方針

案

令和 年 月

山 形 県

目 次

第1章 基本事項

1 策定の目的	1
2 策定の根拠	1
3 策定年月日	1
4 対象期間	1

第2章 国民健康保険の現状と将来の見通し

1 保険者の状況	2
2 被保険者数及び世帯数の状況	2
3 被保険者の年齢構成	3
4 医療費の動向	4
5 所得の状況	8
6 財政状況	10
7 保険税（料）の動向	10
8 赤字解消・削減の取組	11
9 市町村国保の見通し	11

第3章 納付金と保険税（料）の標準的な算定方法及びその水準の平準化

1 納付金と保険税（料）の標準的な算定方法	13
2 保険税（料）水準の平準化	16
3 市町村の保険税（料）の算定方法の現状	18
4 山形県における納付金の算定方法	18
5 山形県における標準的な保険税（料）率の算定方式	19
6 決算剩余金の活用	20
7 財政安定化基金の活用	20

第4章 市町村における保険税（料）の徴収の適正な実施

1 現年度分の保険税（料）の収納率の推移	22
2 過年度分の保険税（料）の収納率の推移	23
3 保険税（料）の口座振替率と収納率（現年度分）の状況	23
4 滞納処分の状況	24
5 目標収納率の設定	26
6 収納率向上のための取組	27

第5章 市町村における保険給付の適正な実施

1 市町村の保険給付の点検の状況	28
2 県による保険給付の点検、調整	29
3 療養費の支給の適正化	29
4 レセプト点検及び第三者行為求償事務の充実強化	29

5	高額療養費の多数回該当	29
第6章 医療に要する費用の適正化の取組		
1	医療費の適正化に向けた取組の状況	31
2	医療費の適正化に向けた取組	34
第7章 市町村の国民健康保険事業運営の広域化及び効率化		
1	情報セキュリティ対策の取組	37
2	保険者事務の共同実施に向けた取組	37
3	医療費適正化・保健事業の共同実施に向けた取組	37
4	収納対策の共同実施に向けた取組	38
5	事務の標準化に向けた取組	38
第8章 保健医療サービス・福祉サービス等に関する施策との連携		
1	保健医療サービスと福祉サービスとの連携	39
2	他計画との整合性	39
3	高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施	39
4	マイナンバーカードに係る事務	39
第9章 関係市町村相互間の連絡調整		
1	山形県国民健康保険連絡調整会議の運営	40
2	山形県国民健康保険運営協議会の運営	40
3	国保事業運営におけるPDCAサイクルの推進	40
参考資料		
1	市町村国保の被保険者数（全被保険者・年度平均）	42
2	市町村国保の世帯数（全被保険者・年度平均）	43
3	年齢階級別被保険者数（令和3年9月30日現在・全被保険者）	44
4	市町村別1人当たり医療費	45
5	市町村別1人当たり所得	46
6	市町村別1人当たり保険税（料）	47
7	市町村別国民健康保険税（料）収納率（現年度分・全被保険者）	48
8	市町村別国民健康保険税（料）収納率（過年度分・全被保険者）	49
9	市町村別算定方式・賦課割合（医療分・令和3年度）	50
10	市町村別算定方式・賦課割合（後期高齢者支援金分・令和3年度）	51
11	市町村別算定方式・賦課割合（介護分・令和3年度）	52
12	市町村別保険給付の点検の状況（令和3年度）	53
13	市町村別特定健康診査、特定保健指導の実績値	54

第1章 基本事項

1 策定の目的

市町村が運営する国民健康保険（以下「市町村国保」という。本県においては最上地区広域連合を含む。以下同じ。）は、全国健康保険協会（協会けんぽ）や共済組合等に比べ加入者の年齢が高いため、比較的所得が低く、1人当たりの医療費が高いという構造的な問題を抱えている。特に、本県の場合、65歳以上の年齢層の割合が全国平均よりも高く、今後の更なる高齢化の進行により一層の1人当たりの医療費の上昇が見込まれるなど、その運営は厳しい状況となっている。

また、被保険者の後期高齢者医療制度への移行や人口減少により、被保険者数が少ない市町村が増加している。こうした市町村は、財政運営が医療費の短期的な変動に左右され不安定になりやすい傾向にあり、各市町村が定める国民健康保険税（料）（以下「保険税（料）」という。）には、それぞれの財政事情が反映され、1人当たりの保険税（料）が最も高いところと最も低いところでは、約1.5倍の格差が生じている。

こうした状況を踏まえ、平成30年度から県と市町村が共同で国民健康保険事業を運営しており、財政運営、資格管理、保険給付、保険税（料）率の決定、保険税（料）の賦課・徴収、保健事業その他の保険者の事務を共通認識の下で実施するとともに、市町村の事業の広域化や効率化を推進するため、本県における統一的な国民健康保険（以下「国保」という。）の運営方針を定めるものである。

2 策定の根拠

この運営方針は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第82条の2の規定により定めるものである。

3 策定年月日

令和6年4月1日

4 対象期間

対象期間は令和6年度から令和11年度までの6年間とし、中間年となる令和8年度に本方針に基づく取組の状況を把握・分析し、評価を行うことで検証を行う。

中間年の他、国保の安定的な財政運営の確保及び本県の保険税（料）の水準の平準化の推進その他国民健康保険事業の円滑かつ確実な実施を図るため必要があると認めるときは、本方針に見直しを加える。

第2章 国民健康保険の現状と将来の見通し

1 保険者の状況

本県の市町村数は35であるが、最上地域の2町2村（金山町・真室川町・鮎川村・戸沢村）で広域連合を設立しているため、保険者数は32である。なお、以下の記述にあたっては、「市町村」と「保険者」を区別せず、「市町村」に統一する。

被保険者規模別で見ると、32市町村中27市町村が被保険者数1万人未満の小規模保険者であり、うち13町村は被保険者数が3千人未満となっている。

全国と比較すると、1千人未満や1万人以上の市町村割合が低く、1千人以上1万人未満の市町村割合が高い（山形県：81.3%、全国：54.8%）。

表1：被保険者規模別保険者数（令和3年度平均）

規模	1千人未満	1千人以上 2千人未満	2千人以上 3千人未満	3千人以上 4千人未満	4千人以上 5千人未満	5千人以上 1万人未満	1万人以上	合計
山形県 (構成比%)	1 3.1%	8 25.0%	4 12.5%	4 12.5%	4 12.5%	6 18.8%	5 15.6%	32
全国 (構成比%)	194 11.3%	210 12.2%	163 9.5%	132 7.7%	112 6.5%	324 18.9%	581 33.9%	1,716

※資料：「国民健康保険事業年報」における年間平均全被保険者数による。

2 被保険者数及び世帯数の状況

(1) 県の状況

令和3年度の県内の国保の被保険者数は215,309人、世帯数は136,114世帯となっており、その数は年々減少している。

表2：市町村国保被保険者数、世帯数の推移（全被保険者・世帯数・年度平均）

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
被保険者数(人) (対前年度伸び率%)	276,455 -3.7%	264,672 -4.3%	253,222 -4.3%	240,462 -5.0%	231,150 -3.9%	223,183 -3.4%	219,007 -1.9%	215,309 -1.7%
世帯数(世帯) (対前年度伸び率%)	157,661 -2.3%	153,556 -2.6%	149,482 -2.7%	144,564 -3.3%	141,046 -2.4%	138,135 -2.1%	137,070 -0.8%	136,114 -0.7%

※資料：国民健康保険事業年報（山形県）

図1：被保険者数及び世帯数の推移（山形県）



※資料：国民健康保険事業年報（山形県）

(2) 市町村の状況

市町村ごとに被保険者数を見ると、最大の山形市が 43,763 人で、最小の大蔵村が 698 人と、大きな開きがある。世帯数では、最大の山形市が 28,543 世帯で、最小は大蔵村の 419 世帯となっている。

表 3 : 市町村別被保険者数（令和3年度平均）

	1位	2位	3位	4位	5位
被保険者数が 多い市町村	山形市 43,763 人	鶴岡市 25,912 人	酒田市 21,325 人	米沢市 14,350 人	天童市 12,133 人
被保険者数が 少ない市町村	大蔵村 698 人	西川町 1,098 人	舟形町 1,215 人	小国町 1,342 人	飯豊町 1,487 人

※資料：国民健康保険事業年報（山形県）

表 4 : 市町村別世帯数（令和3年度平均）

	1位	2位	3位	4位	5位
世帯数が 多い市町村	山形市 28,543 世帯	鶴岡市 16,606 世帯	酒田市 13,974 世帯	米沢市 9,543 世帯	天童市 7,442 世帯
世帯数が 少ない市町村	大蔵村 419 世帯	西川町 713 世帯	舟形町 728 世帯	三川町 901 世帯	飯豊町 930 世帯

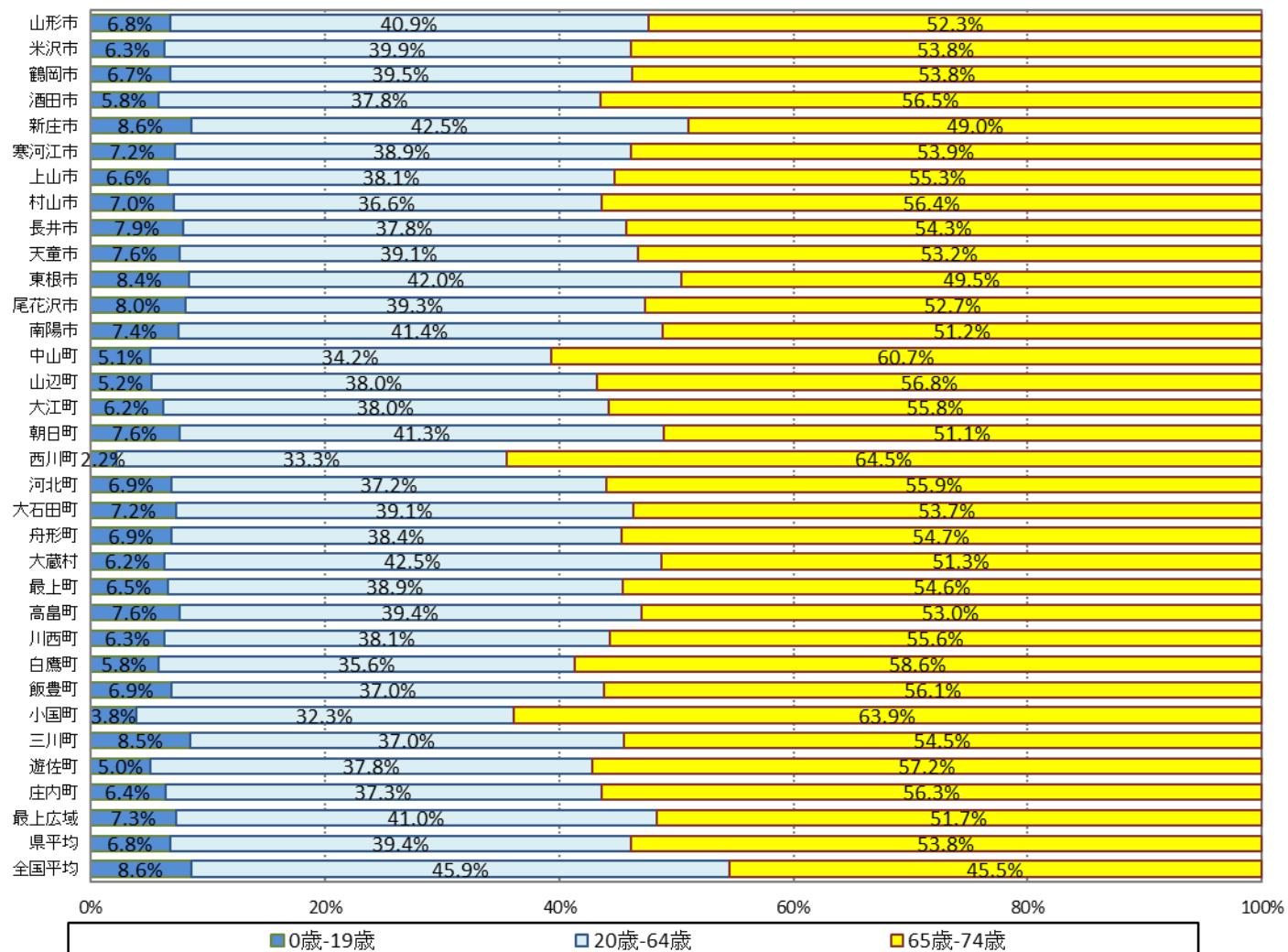
※資料：国民健康保険事業年報（山形県）

3 被保険者の年齢構成

本県の被保険者のうち高齢者（65 歳～74 歳）が占める割合は、県平均で 53.8% となっている。全国の 45.5% と比べ 8.3 ポイント高く、被保険者の高齢化が進んでいる。

市町村ごとに見ると、被保険者における高齢者が占める割合が一番高いのは西川町の 64.5% で、次いで小国町 63.9%。高齢者が占める割合が一番低いのは新庄市の 49.0% で、次いで東根市が 49.5% となっており、一番高い西川町と一番低い新庄市とでは、15.5 ポイントの差がある。

図2：市町村別被保険者年齢割合（令和3年度）



資料：「国民健康保険実態調査報告」（厚生労働省・令和3年9月30日現在・全被保険者）

4 医療費の動向

(1) 山形県内の市町村別1人当たり医療費

令和3年度の被保険者「1人当たり医療費」の県平均は417,545円で、前年の391,088円と比べ26,457円、6.76%の伸びとなるなど、年々増加している。増加の要因としては、新型コロナウイルス感染症に起因する受診控えによる反動及び医療の高度化や被保険者の高齢化が考えられる。医療の高度化や被保険者の高齢化に起因する「1人当たり医療費」の増加傾向は、今後も続くと予想される。

市町村ごとに見ると、一番高いのは大蔵村の491,406円で、次いで西川町486,557円。一番低いのは、朝日町の356,858円で、次いで最上地区広域連合の373,868円となっており、一番高い大蔵村と一番低い朝日町とでは、134,548円の差がある。

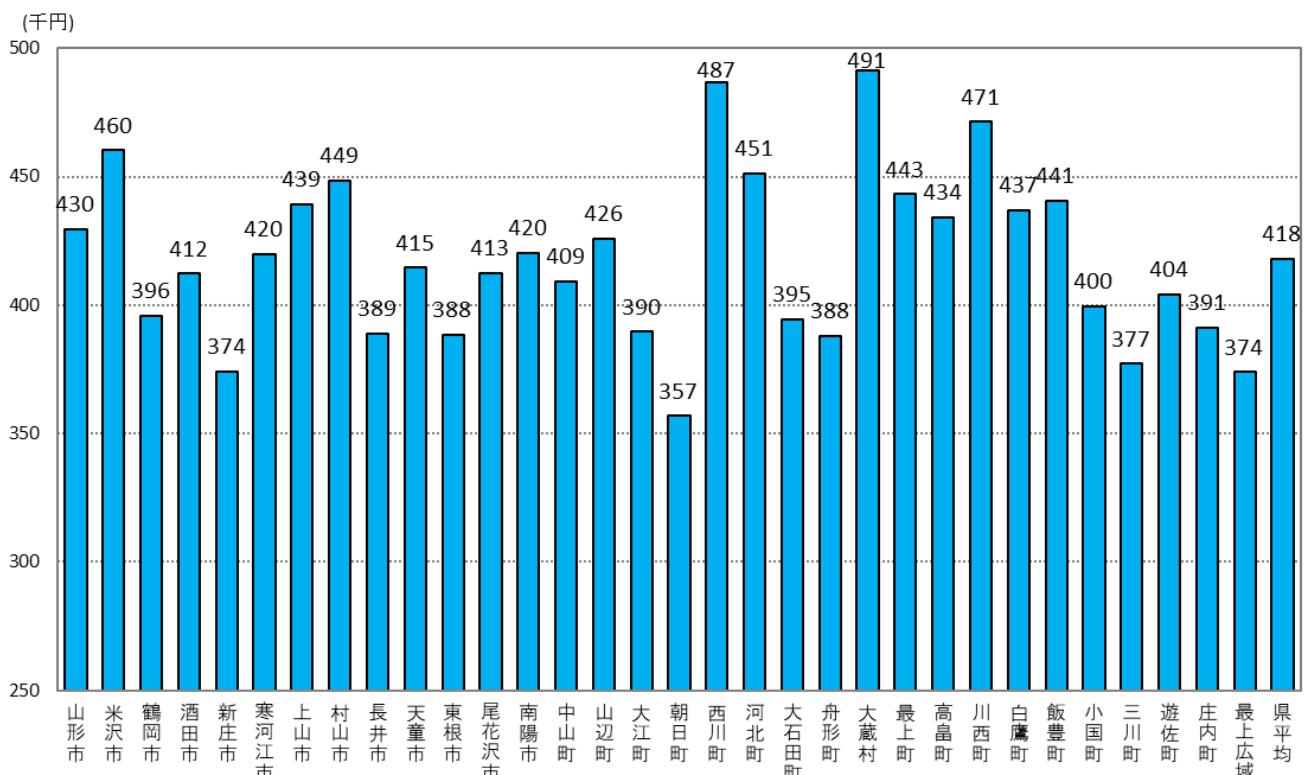
※1人当たり医療費とは、被保険者数で医療費（診療費+調剤費+入院時食事（生活）療養費+訪問看護費+療養費（コルセット料、柔道整復に要した費用等）+移送費）を割ったもの

表5：1人当たり医療費（県平均）の推移

令和元年度		令和2年度		令和3年度	
(円)	対前年比 増減率(%)	(円)	対前年比 増減率(%)	(円)	対前年比 増減率(%)
396,394	2.84%	391,088	-1.34%	417,545	6.76%

資料：「國民健康保險事業年報」（山形県）

図3：市町村別1人当たり医療費（令和3年度）



資料：「國民健康保險事業年報」（山形縣）

(2) 全国の1人当たり医療費（市町村国保）との比較

令和元年度から令和3年度までの本県の1人当たり医療費について、全国と比較すると、入院及び入院外が全国平均より高く、歯科が全国平均より低くなっている。合計が全国平均より高くなっている。

また、全国順位では、入院及び歯科が 20 位から 24 位の間に位置しているが、入院外は 12 位から 15 位の間に位置しており、合計が 20 位程度となっている。

表6：1人当たり医療費（県平均・全国平均）の推移

		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
		(円)	全国順位	(円)	全国順位	(円)	全国順位
山形県	計	396,394	23	391,088	21	417,545	19
	(再掲) 入院	157,227	22	155,627	22	163,952	22
	(再掲) 入院外	209,488	15	205,454	14	221,048	12
	(再掲) 歯科	25,013	24	24,955	22	26,663	20
全国	計	378,939	—	370,881	—	394,729	—
	(再掲) 入院	146,521	—	144,100	—	151,415	—
	(再掲) 入院外	199,447	—	194,370	—	208,247	—
	(再掲) 歯科	25,896	—	25,159	—	26,949	—

資料：「国民健康保険事業年報」

(3) 山形県の医療費の地域差

県全体の医療費を令和3年度の地域差指数で全国と比較すると、県の指数は1.010、全国26位と、全国平均を上回っている。

また、令和5年度の納付金算定において算出した医療費指数を市町村ごとに見ると、一番高いのは大蔵村の1.155で、次いで川西町の1.059。一番低いのは朝日町と三川町の0.887となっており、一番高い大蔵村と一番低い朝日町・三川町とでは、0.268の差がある。

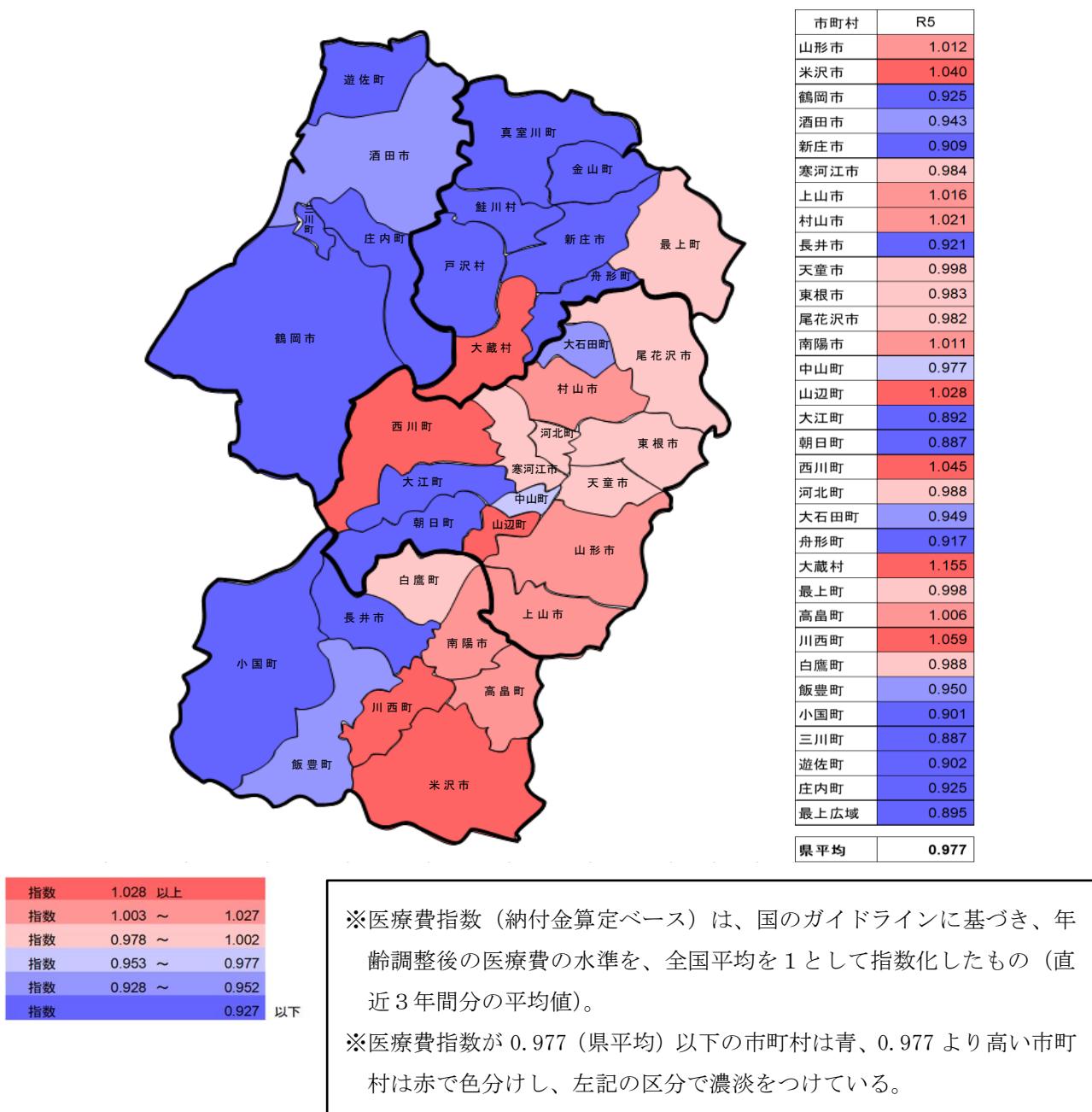
表7：本県における医療費の地域差指数（令和3年度）

	1人当たり実績医療費(千円)										地域差指數(年齢補正後)									
	計		うち入院		うち入院外		うち歯科		計		うち入院		うち入院外		うち歯科					
			全国比	順位	全国比	順位	全国比	順位	全国比	順位	全国比	順位	全国比	順位	全国比	順位	全国比	順位		
全国計	380	1.000	—	147	1.000	—	207	1.000	—	26	1.000	—	1.000	—	1.000	—	1.000	—		
山形県	407	1.070	19	160	1.090	22	220	1.064	10	26	1.001	20	1.010	26	1.037	23	0.999	20	0.951	23

資料：「医療費の地域差分析」（厚生労働省）

※地域差指数 …医療費の地域差を比較分析するための指標。医療費の地域差の要因の1つである地域間の年齢構成の相違を補正した「1人当たり年齢調整後医療費」を、全国平均の1人当たり医療費で除したもの。全国平均が1となり、1未満であれば医療費が全国平均より低く、1を超える場合は全国平均より高いこととなる。

図4：医療費指数（令和5年度納付金算定ベース）



(4) 全国の地域差指数との比較

令和元年度から令和3年度までの本県の1人当たり年齢調整後医療費と地域差指数について、全国と比較すると、入院が全国平均より高く、入院外及び歯科が全国平均より低くなっている。合計が全国平均とほぼ同じとなっている。

また、令和3年度の全国順位を見ると、合計では26位であるが、入院、入院外及び歯科の個別では20位から23位の間に位置し、より上位となっている。

表8：1人当たり年齢調整後医療費及び地域差指数の推移

		令和元年度			令和2年度			令和3年度		
		(円)	地域差 指數	全国 順位	(円)	地域差 指數	全国 順位	(円)	地域差 指數	全国 順位
山形県	計	370,417	0.996	29	365,088	1.004	29	384,213	1.010	26
	(再掲) 入院	149,628	1.021	25	148,499	1.031	24	152,705	1.037	23
	(再掲) 入院外	197,029	0.988	25	192,801	0.992	29	206,832	0.999	20
	(再掲) 歯科	23,761	0.918	30	23,787	0.945	28	24,676	0.951	23
全国	計	371,864	1.000	—	363,629	1.000	—	380,300	1.000	—
	(再掲) 入院	146,521	1.000	—	144,100	1.000	—	147,211	1.000	—
	(再掲) 入院外	199,447	1.000	—	194,370	1.000	—	207,141	1.000	—
	(再掲) 歯科	25,896	1.000	—	25,159	1.000	—	25,948	1.000	—

資料：「医療費の地域差分析」（厚生労働省）

5 所得の状況

令和3年度の被保険者の「1人当たりの所得（一般分）」の県平均は571,792円となっている。

市町村ごとになると、一番高いのは三川町の697,358円で、次いで大蔵村の675,349円。一番低いのは、小国町の426,416円で、次いで西川町の448,290円となっており、一番高い三川町と一番低い小国町とでは、270,942円もの差がある。

これは、年金収入を中心の、高齢な被保険者の割合の差による影響が大きいと考えられる。

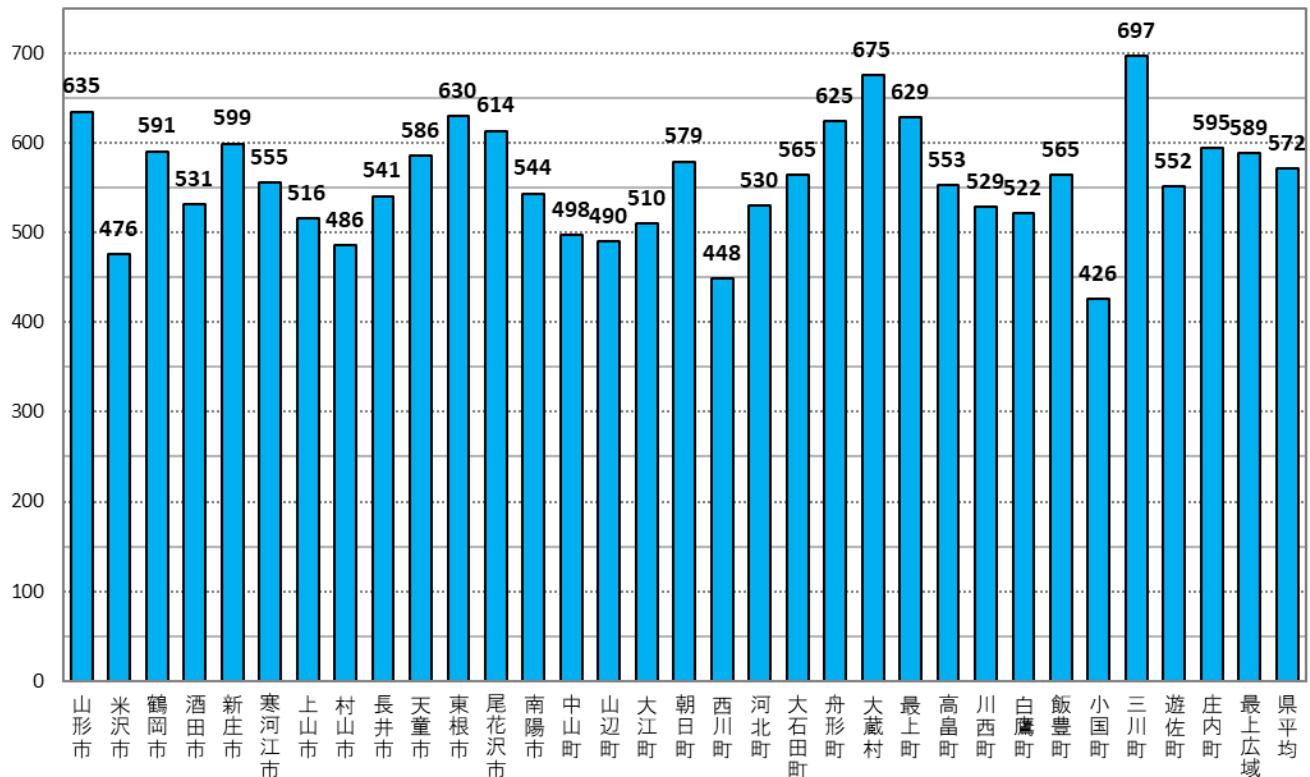
表9：市町村別1人当たり所得（県平均）の推移

令和元年度		令和2年度		令和3年度	
(円)	対前年比 増減率(%)	(円)	対前年比 増減率(%)	(円)	対前年比 増減率(%)
577,595	1.72%	586,235	1.50%	571,792	-2.46%

資料：「国民健康保険実態調査報告」（厚生労働省）

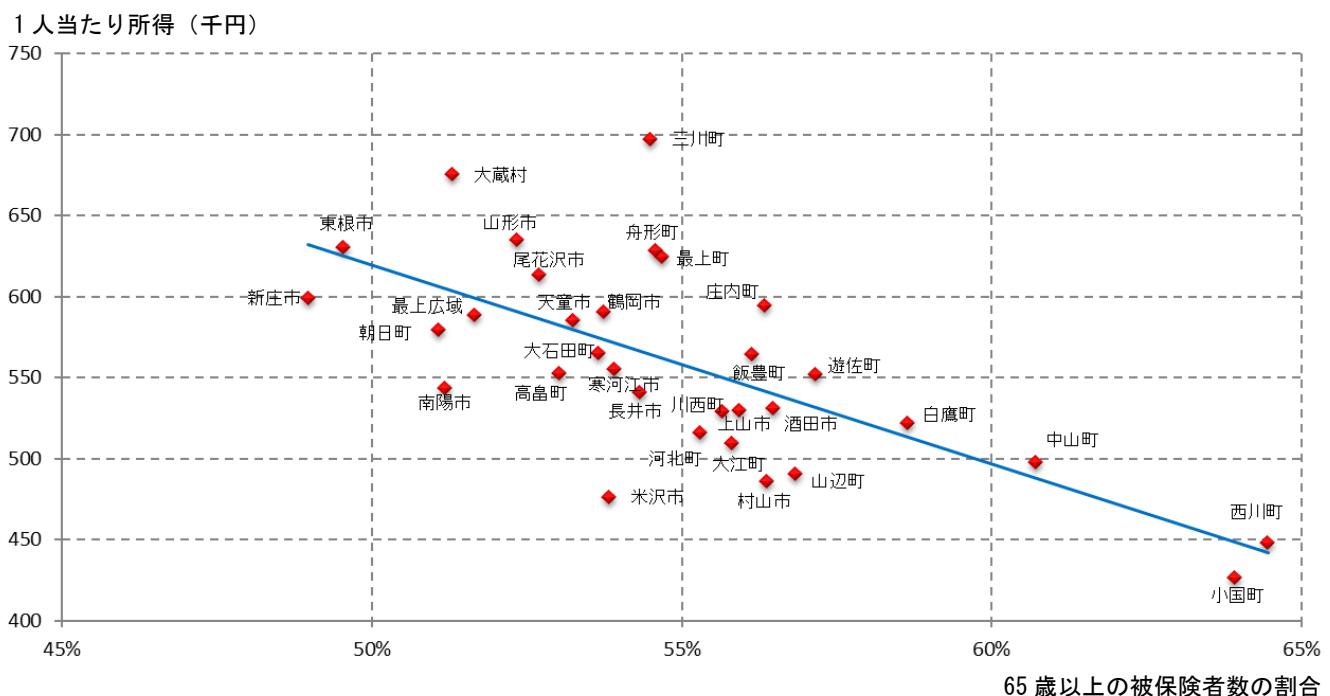
(千円)

図5：市町村別1人当たり所得（令和3年度）



資料：「国民健康保険実態調査報告」（厚生労働省）

図6 市町村別1人当たり所得と65歳以上の被保険者数の割合（令和3年度）



資料：「国民健康保険実態調査報告」（厚生労働省）

6 財政状況

県内市町村の国民健康保険事業の歳入から歳出を差し引いた収支差引額は、毎年度、全市町村が黒字となっており、収支差引額から、前年度繰越金、市町村が国民健康保険事業の財政調整のため設置する基金からの繰入金、決算補填等目的の一般会計繰入金を控除した単年度経常収支は、平成 28 年度以降県計で黒字となった。これは国の財政支援の拡充等によるものと考えられる。

また、平成 30 年度以降は単年度経常収支が赤字の市町村が増えているが、これは財政運営の県単位化に伴い、市町村において予測できない資金不足に備える必要がなくなったため、前年度繰越金や基金も活用したうえで国民健康保険事業費納付金に見合うよう収支を見込んだ結果と考えられる。

表 10：単年度経常収支が赤字の市町村数等の推移

年度	単年度経常収支が 赤字の市町村数	構成率	単年度経常収支の県計
H26	21	65.6%	△ 559,723,446 円
H27	22	68.8%	△ 1,545,537,846 円
H28	9	28.1%	2,109,081,589 円
H29	5	15.6%	3,315,539,247 円
H30	10	31.3%	1,661,621,366 円
R1	14	43.8%	76,317,552 円
R2	13	40.6%	1,086,741,773 円
R3	10	31.3%	665,215,218 円

資料：「国民健康保険事業年報」（山形県）

7 保険税（料）の動向

令和3年度の「1人当たり保険税（料）」の県平均は 112,761 円で、前年の 114,648 円と比べ 1,887 円、1.65% の減少となった。

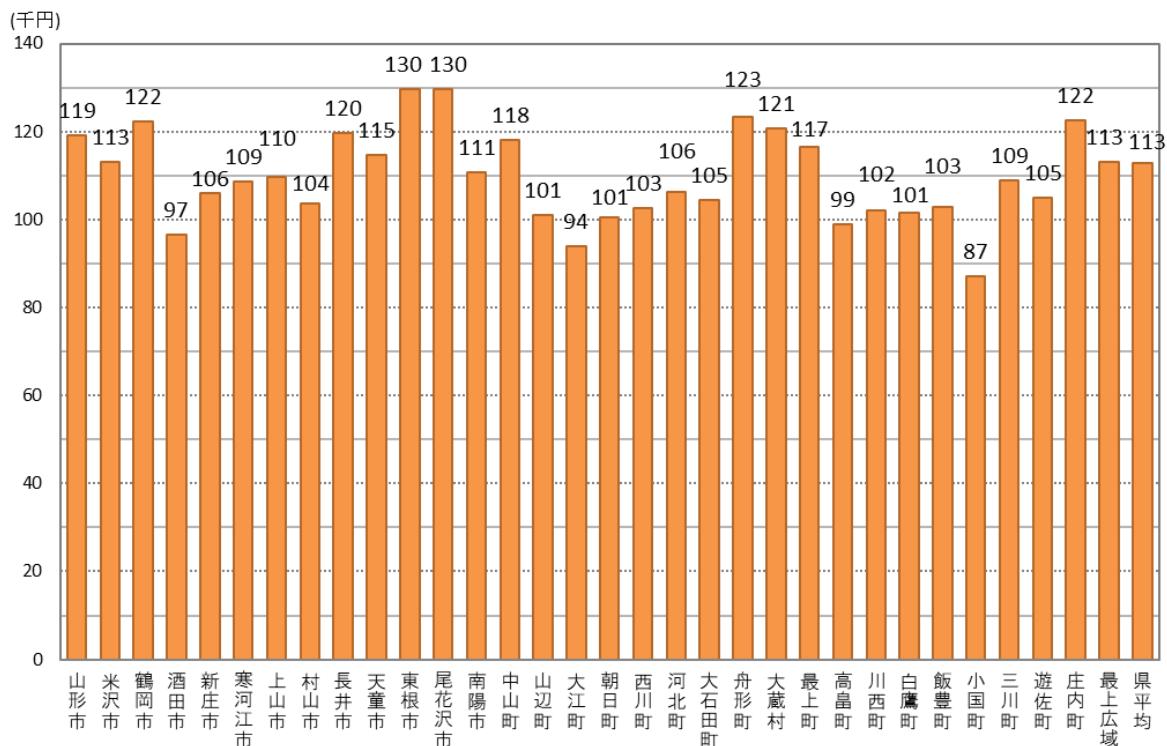
保険税（料）は、被保険者数や所得水準、市町村独自の施策等の影響により、市町村ごとにばらつきがある。一番高いのは尾花沢市の 129,756 円で、次いで東根市の 129,662 円。一番低いのは、小国町の 87,164 円で、次いで大江町の 93,977 円となっており、一番高い尾花沢市と一番低い小国町とでは、約 1.5 倍の差が生じている。

表 11：市町村別 1 人当たり保険税（料）（県平均）の推移

令和元年度		令和2年度		令和3年度	
(円)	対前年比 増減率(%)	(円)	対前年比 増減率(%)	(円)	対前年比 増減率(%)
114,142	0.40%	114,648	0.44%	112,761	-1.65%

資料：「国民健康保険事業実施状況報告」（厚生労働省）

図7：市町村別1人当たり保険税（料）（令和3年度）



資料：「国民健康保険事業実施状況報告」（厚生労働省）

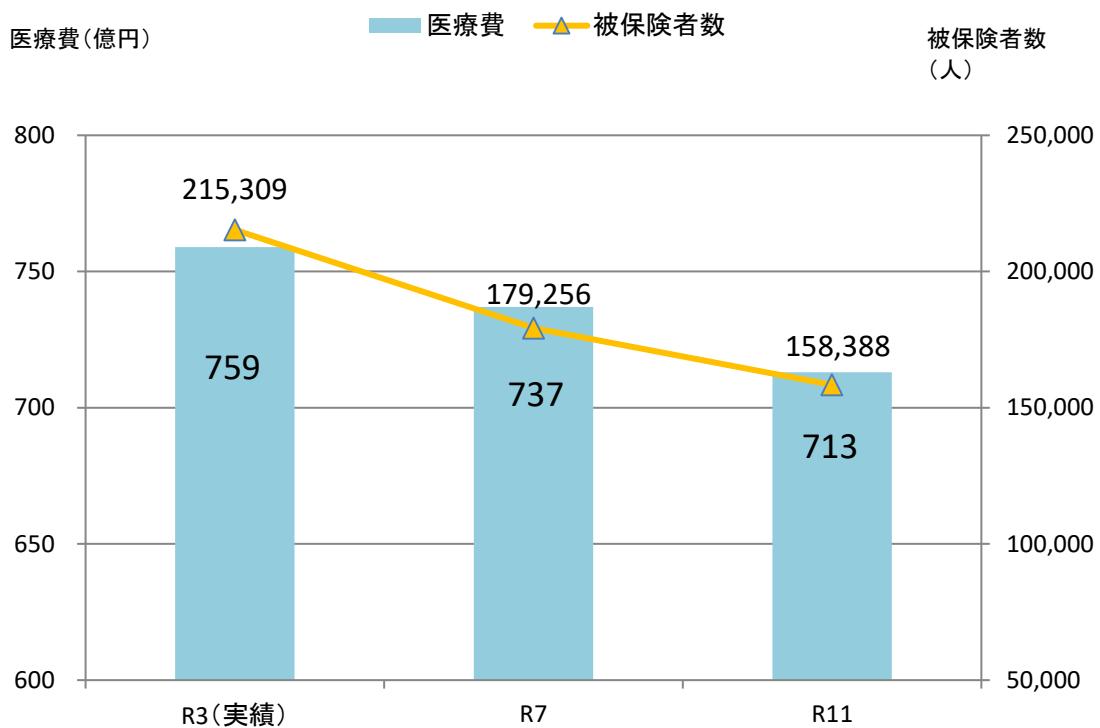
8 赤字解消・削減の取組

- (1) 市町村が解消・削減すべき赤字は、決算補填等目的の法定外の一般会計繰入（保険税（料）収納不足による法定外繰入を含む）と繰上充用金とする。
- (2) 赤字が発生した市町村は、医療費の動向、保険税（料）率、保険税収納率等の要因分析を行い、県と協議を行った上で、赤字解消・削減の取組や目標年次を設定する等、赤字解消計画を策定する。
- (3) 県は赤字が発生した市町村に対し、赤字解消計画の達成状況に応じ、必要な助言若しくは指導を行うものとする。その際、赤字解消の目標年次の前倒しについても、具体的な取組みと併せて検討する。
- (4) 県は赤字が発生していない市町村についても、財政状況等を注視し、新たな法定外の一般会計繰入等が生じないよう、定期的に必要な助言若しくは指導を行うものとする。

9 市町村国保の見通し

市町村の被保険者数及び医療費の推移を見ると、被保険者数は減少が続くことから医療費は減少傾向にあるものの、被保険者の高齢化や医療の高度化に伴い1人当たり医療費は増加することが予想されるため、市町村国保の運営は依然として厳しいものとなることが見込まれる。

図 8：被保険者数と医療費の見通し



※被保険者数は、コートホート要因法を用いて推計した

※医療費（療養給付費、療養費、高額療養費、高額介護合算療養費及び移送費）は、山形県保健医療計画（山形県医療費適正化計画）における医療費の推計との整合を図った

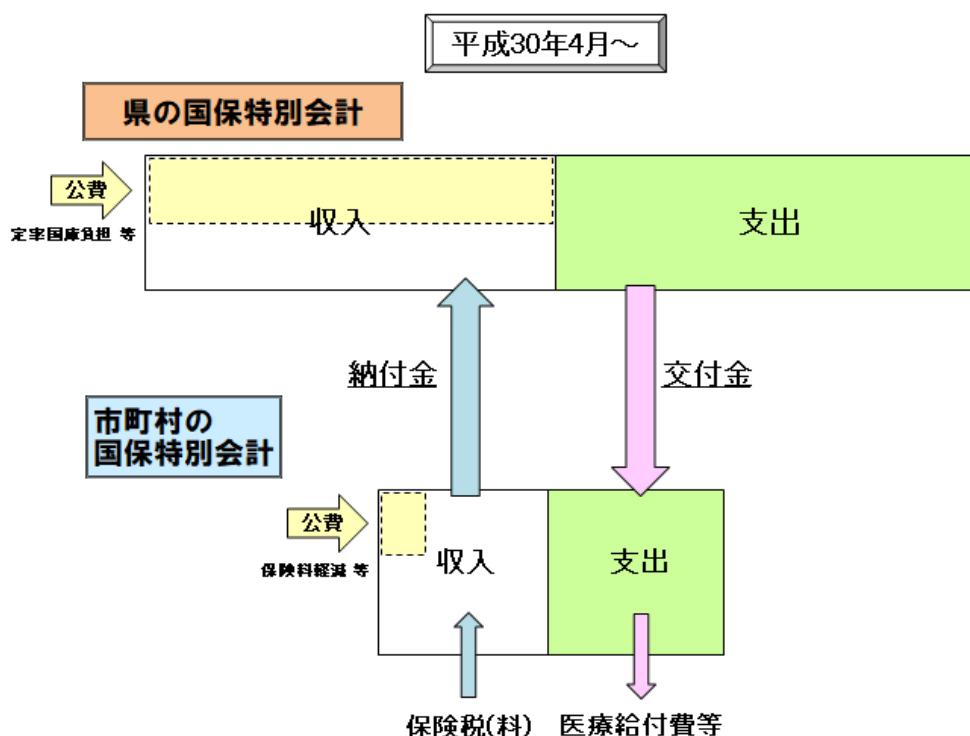
第3章 納付金と保険税（料）の標準的な算定方法及びその水準の平準化

1 納付金と保険税（料）の標準的な算定方法

(1) 納付金制度

平成30年度の財政運営の県単位化により、県が推計する県全体の医療費等を、市町村が被保険者の所得水準及び被保険者数等に応じて負担する「納付金制度」となり、県は市町村からの納付金と国からの公費等を財源に、市町村が医療機関等に支払う医療給付費等の全額を市町村に対し交付金として支出している。

図9：国保財政の仕組み



(2) 納付金の算定の基本的考え方

市町村ごとの納付金の算定は、被保険者の所得と人数・世帯数に基づき按分した上で、「所得水準」と「年齢構成の差異を調整した医療費水準」に応じて次の算式により決定する。

$$\begin{aligned} &\text{山形県の納付金総額} (= \text{山形県の医療給付費見込等総額} - \text{国庫補助金等の公費}) \\ &\times \{ \beta^{*1} \times (\text{所得 (応能) のシェア}^{*2}) + (\text{人数} \cdot \text{世帯 (応益) のシェア}^{*3}) \} / \\ &\quad (1 + \beta) \\ &\times \{ 1 + \alpha^{*4} \times (\text{年齢調整後の医療費指数} - 1) \} \\ &\times \gamma^{*5} \\ &= \text{各市町村の納付金の額} \end{aligned}$$

※1 所得係数 β とは、所得（応能）のシェアと人数（応益）のシェアの割合を調整する係数で、全国平均と比較した県の被保険者1人当たりの所得額で設定され（ $\beta = (\text{県内の所得総額} / \text{被保険者総数}) / \text{全国平均の1人当たり所得}$ ）、所得水準が全国平均と等しい都道府県においては $\beta = 1$ となり、応能：応益=50：50となる。なお、これによらず β' を定め、応能と応益の割合を調整することも可能とされている。

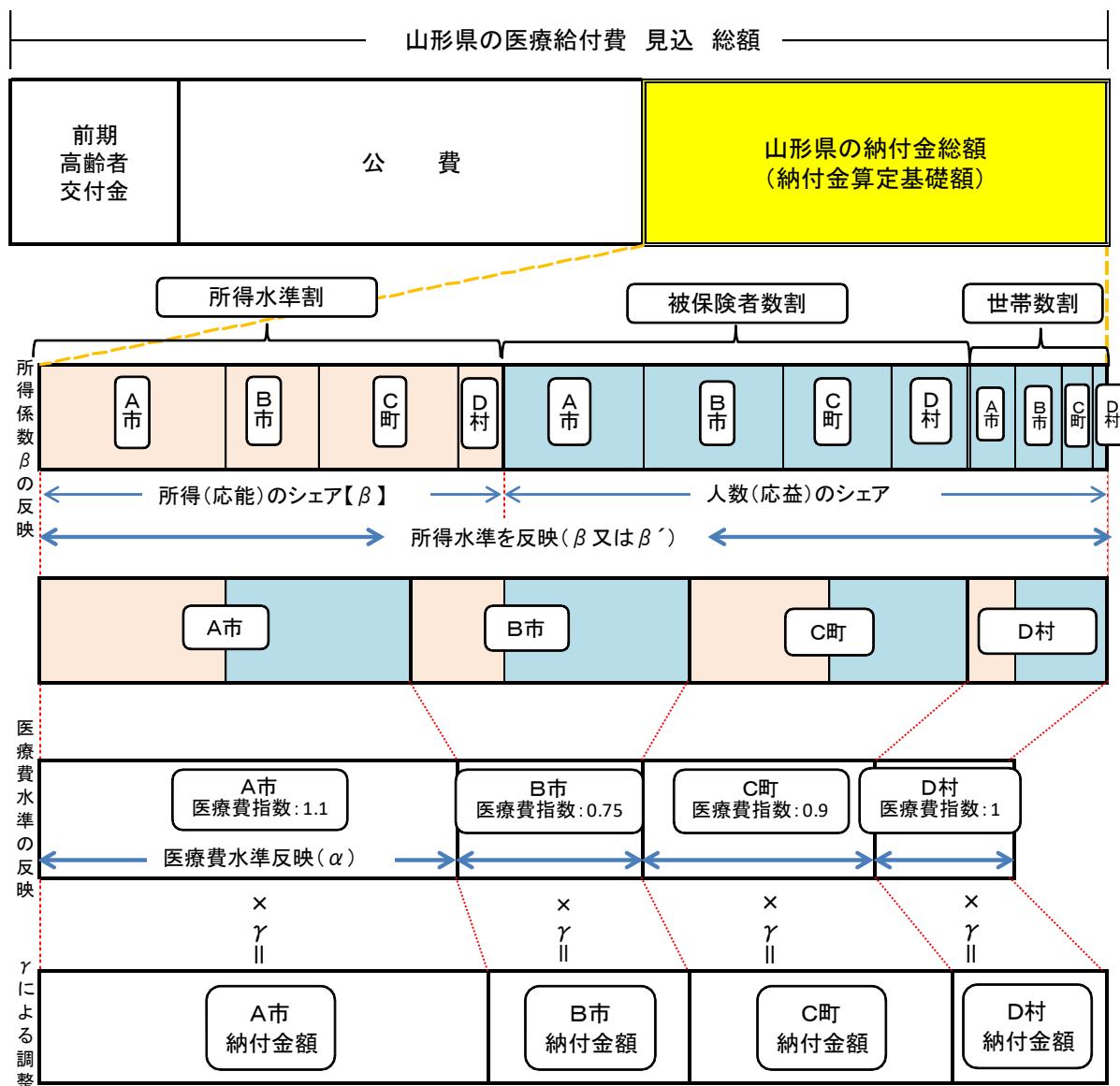
※2 所得（応能）のシェアとは、各市町村の所得が県に占める割合

※3 人数・世帯（応益）のシェアとは、各市町村の人数・世帯が県に占める割合

※4 医療費指数反映係数 α とは、医療費指数（全国平均の医療費を1とした場合の、当該市町村の医療費水準を表すもの）をどの程度反映させるかを調整する係数（ $0 \leq \alpha \leq 1$ ）で、 $\alpha = 1$ の時、医療費指数を納付金に全て反映させ、医療費指数が低い市町村の負担は低く、高い市町村の負担は高くなる。

※5 納付金基礎額調整係数 γ とは、各市町村の納付金算定において α を用いて調整した基礎額の総額を、県全体の納付金総額に合わせるための調整係数

図 10：納付金（医療分）算定のイメージ



(3) 県による標準保険税（料）率の公表

平成 30 年度の国民健康保険事業の財政運営の県単位化前は、国保の保険税（料）は様々な要因により市町村間で差異が生じていたため、他の市町村の保険税（料）水準との差を単純に比較することは困難な状況であった。

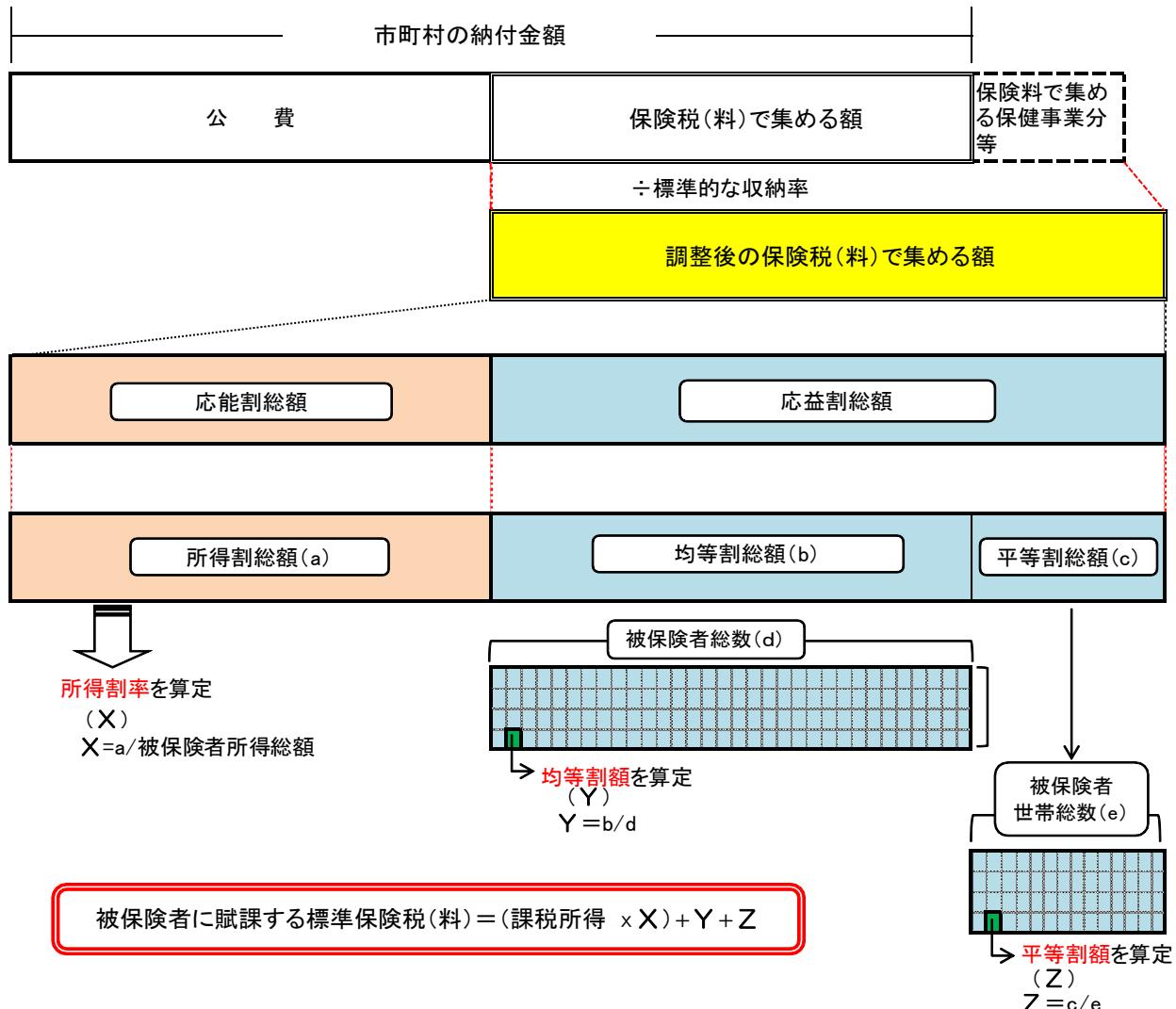
こうした課題に対し、平成 30 年度以降、県内市町村間の保険税（料）率の比較が可能な市町村ごとの市町村標準保険税（料）率を県が算定・公表している。また、全国統一の基準により算定し、都道府県間の比較が可能な都道府県標準保険料率も公表している。

なお、市町村標準保険税（料）率は他市町村との比較を可能とするための値であり、各市町村が被保険者に実際に賦課する保険税（料）率とは、必ずしも一致しない。

(4) 市町村標準保険税（料）率の算定の考え方

市町村標準保険税（料）率の算定は、統一的な算定方式により行う。

図 11：市町村標準保険税（料）率算定のイメージ



2 保険税（料）水準の平準化

(1) 保険税（料）水準の平準化に向けた基本的な考え方

1人当たり医療費の増加や被保険者数の減少の流れのなかで、多くの市町村で将来的に保険税（料）率を上げていかざるを得ないことが想定される。また、これに各市町村が個別に対応しては負担が大きく、事業運営が困難になる市町村も出てくることが予想される。

上記の課題の解決に向け、保険税（料）水準の平準化に向けた取組を進める必要がある。

本県においては、将来予想される保険税（料）負担の上昇を平準化するため、保険税（料）水準の統一を行い、県内市町村における国保財政運営の安定化を図り、本県の国保制度を将来にわたって持続可能なものとすることを目指す。

なお、保険税（料）水準の統一にあたっては、本県内の医療費水準（年齢調整後）の格差が全国的に見ても小さいこと等に鑑み、継続的に医療費水準等の格差解消に努めることを前提とする。

(2) 保険税（料）水準の統一の定義

当面の間「納付金ベースの統一^{※1}」を目指すこととし、「税（料）率の完全統一^{※2}」については将来的な検討課題とし、メリットやデメリットを含めた諸課題については、令和6年度以降の適切な時期に調査・研究する方向で調整していく。

※1 納付金ベースの統一とは

各市町村の納付金算定において、現在すべて納付金に反映している市町村ごとの医療費水準を反映しないものとすること。（＝医療費分の相互扶助の実現）

納付金ベースの統一下における各市町村の税（料）率は、保健事業に係る費用、収納率、剰余金や基金残高等を踏まえ、市町村独自に決定する。

※2 税（料）率の完全統一とは

居住市町村にかかわらず、同一世帯構成・同一所得水準であれば保険税（料）が同じになること。

(3) 保険税（料）水準の統一の目標時期

第2期運営方針の対象期間終期である令和11年度までに「納付金ベースの統一」を実現することとし、令和7年度から令和11年度にかけて段階的に医療費指数係数 α を0に近づけていく。

(4) 納付金ベースの統一に係る激変緩和措置

医療費水準が低く、保険税（料）水準を統一することにより納付金負担が上昇する市町村に対しては、令和7年度から令和15年度までの間上昇幅を一定に均す「納付金ベースの統一に係る激変緩和措置」を講じることとする。

① 対象団体

当該各年度分の納付金算定において、医療費指数反映係数 $\alpha = 1$ で算定した場合の納付金と当該年度に用いる α 値で算定した場合の納付金とを比較して、後者の方が納付金が高い市町村

② 措置内容

ア 措置期間：令和7年度から令和15年度まで

（7年度から11年度までを第1期、12年度から15年度までを第2期とする。）

イ 補填割合

- ・第1期：医療費指数反映係数 $\alpha = 1$ で算定した場合の納付金と当該年度に用いる α 値で算定した場合の納付金との差額の2分の1を補填する。
- ・第2期：5カ年度にかけ、段階的に補填割合を10分の1ずつ切り下げつつ補填を継続する。

(5) インセンティブ措置

保険税（料）水準の統一に向け、各市町村が行う被保険者の健康の保持増進、医療の効率的な提供の推進その他医療に要する費用の適正化等に向けた取組を評価し、一定の条件を満たした市町村に対し、県独自の交付金を交付し、支援する（以下、「インセンティブ措置」という。）。

インセンティブ措置の評価の対象となる取組は、市町村と協議のうえ、県が適切な取組を決定する。なお、本県の保険税（料）の水準の平準化の推進その他国民健康保険事業の円滑かつ確実な実施を図るため必要があると認めるときは、インセンティブ措置の内容に見直しを加える。

(6) 保険税（料）水準の統一に向けた検討の組織体制

保険税（料）水準の統一に向けた検討にあたっては、県、市町村、国保連合会の連携が必要になるため、山形県国民健康保険連絡調整会議及び同会議の下に組織する事務レベル検討会議等において協議を行う。

(7) 保険税（料）水準の統一に向けたスケジュール

第2期運営方針の対象期間の初年度（令和6年度）は、保険税（料）水準の統一に係る周知期間と位置付ける。

第2期運営方針の中間見直し時（令和8年度）に、医療費水準（年齢調整後）格差の状況を踏まえて、統一に向けた取組みの再検証を行う。

図12：保険税（料）水準の統一に向けたスケジュール

運営方針	第1期後半		第2期（前半）				第2期（後半）			第3期（前半）			第3期（後半）								
	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17							
医療費指数反映係数	1	1	1	0.8	0.6	0.4	0.2	0	0	0	0	0	0	0							
激変緩和	剩余金（基金）による納付金減算方法の整理		納付金ベースの統一に係る激変緩和措置（負担増となる市町村の変化を緩やかにするため10年間の措置）																		
(補助率)				1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	4/10	3/10	2/10	1/10	-	-							
医療費適正化				保険者努力支援制度への取り組み & 県の助言支援の強化						インセンティブ措置（第2期）<スキームは市町村と協議>											
				インセンティブ措置（第3期）<スキームは市町村と協議>																	
算定方式	R5まで3方式に統一																				
調査・研究			「税（料）率の完全統一」の諸課題に係る調査・研究等 適切な時期																		

3 市町村の保険税（料）の算定方法の現状

(1) 保険税と保険料

市町村は国民健康保険事業に要する費用に充てるため、被保険者が属する世帯の世帯主から保険料を徴収することになっているが、地方税法に基づく国民健康保険税として徴収することも可能とされている。

県内では最上地区広域連合を除く31市町村が保険税として徴収し、最上地区広域連合は、広域連合が直接賦課、徴収する方法を探るため、保険料として徴収している。

表 12：保険税と保険料の主な違い

	国民健康保険料	国民健康保険税
根拠法令	国民健康保険法	地方税法
賦課（課税）権の期間制限	2年	3年
徴収権・還付請求権の消滅時効		5年
徴収権の優先順位	国税及び地方税に次ぐ	国税及び地方税と同順位

(2) 保険税（料）の算定方式

保険税（料）は、医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分（40歳以上65歳未満）の3つの合計額からなる。それについて各市町村が推計した所要額を、被保険者の収入や資産に応じて計算される応能割（所得割・資産割）、被保険者の人数や世帯に対して一律に計算される応益割（均等割・平等割）を用いて按分し、算出している。

算定方式については、2方式（所得割、均等割）、3方式（所得割、均等割、平等割）、4方式（所得割、資産割、均等割、平等割）の3種類があり、県内のほとんどの市町村は4方式を探っていたが、平成30年度以降3方式への移行が進み、令和5年度には4方式を探る市町村はなくなった。

- ※ 所得割 … 世帯の国保被保険者の所得に応じて算定（所得×所得割率）
- 資産割 … 世帯の国保被保険者の資産に応じて算定（固定資産税額×資産割率）
- 均等割 … 国保被保険者1人当たりいくらとして算定（加入者数×均等割額）
- 平等割 … 1世帯当たりいくらとして算定

表 13：県内における算定方式ごとの市町村数（令和5年度）

	2方式	3方式	4方式
医療分	0	32	0
後期高齢者支援金分	1	31	0
介護納付金分	2	30	0

※資料：国民健康保険税（料）改正（決定）状況報告書（山形県）

(3) 賦課限度額

賦課限度額は、政令の定める基準以下で各市町村の条例で定めることとされており、県内全市町村が政令の基準と同額としている。

4 山形県における納付金の算定方法

市町村ごとの納付金の算定方法を以下の通り定める。

(1) 納付金の算定方式

3 方式（所得割・均等割・平等割）によるものとする。

(2) 医療費指数反映係数（ α ）の設定

国の「国民健康保険における納付金及び標準保険料率の算定方法について（ガイドライン）」（以下「ガイドライン」という。）では、市町村間で医療費水準に差異がある場合、年齢調整後の医療費指数を納付金に全て反映（医療費指数反映係数 $\alpha = 1$ ）させることが考えられるが、将来的に保険税（料）水準の統一を目指し、市町村との協議により α の値を調整することも可能とされている。

本県は、令和11年度までに「納付金ベースの統一」を実現することとしていることから、令和7年度から令和11年度にかけて段階的に α を0に近づけていく。

表 14：医療費係数（ α ）の値

年度	R6	R7	R8	R9	R10	R11
α の値 (周知期間)	1	0.8	0.6	0.4	0.2	0

(3) 応能シェアと応益シェアの割合の設定

国のガイドラインでは、全国平均と比較した県の被保険者1人当たりの所得額に応じた所得水準の係数（ β ）で按分することが原則とされており、当分の間（ β ）を用いることとし、必要に応じて市町村との協議において適切な（ β' ）の値を決定する。

(4) 応益シェアにおける被保険者数割と世帯数割の設定

納付金の算定に用いる、応益のシェアにおける均等割と平等割の割合は、平成29年1月改正前の保険税（料）算定に係る政令の標準的な賦課割合である35：15とする。

(5) 納付金（医療分）の対象とする経費の範囲

納付金（医療分）の対象とする経費は、療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費、高額介護合算療養費、審査支払手数料、その他県と市町村が協議のうえ合意した経費とする。

※ 出産育児一時金、葬祭費、保健事業等は納付金に含めない。

(6) 高額医療費の共同負担

小規模な市町村において著しく高額な医療費が発生した場合、医療費指数の急激な上昇により、納付金が高額になる懸念がある。このため、高額部分（レセプト1件当たり80万円超）を各市町村の共同負担とし、納付金に大きな影響が出ないよう調整する。

(7) 賦課限度額の設定

納付金の算定で用いる、市町村国民健康保険税（料）の賦課限度額は、政令基準による額とする。

5 山形県における標準的な保険税（料）率の算定方式

県は市町村ごとの市町村標準保険税（料）率を算定するにあたり、算定方法を以下の通り定める。

(1) 標準保険税（料）率の算定方式

県が示す市町村標準保険税（料）率を算定する際に用いる方式は、3方式（所得割、均等割、平等割）とする。（図11を参照）

（2）応能割と応益割の割合の設定

標準保険税（料）率の算定に必要な、納付金の算定に用いる係数については、当分の間、全国平均と比較した県の被保険者1人当たりの所得額に応じた所得水準の係数（ β ）を用いることとし、必要に応じて市町村との協議において適切な値（ β' ）を決定する。

（3）応益割における均等割と平等割の設定

標準保険税（料）率の算定に用いる、応益割における均等割と平等割の割合は、平成29年1月改正前の政令の標準的な賦課割合である35：15とする。

（4）標準的な収納率の設定

標準保険税（料）率の算定に用いる収納率は、算定年度の前々年度における下記の被保険者数の規模ごとの全国市町村平均収納率とする。

被保険者数の規模		
3千人 未満		
3千人 以上	6千人 未満	
6千人 以上	1万人 未満	
1万人 以上	2万人 未満	
2万人 以上	3万人 未満	
3万人 以上	4万人 未満	
4万人 以上	5万人 未満	
5万人 以上		

※全国市町村平均収納率

$$= \frac{\text{全国市町村の保険税（料）収入総額}}{\text{全国市町村の保険税（料）調定総額}}$$

6 決算剰余金の活用

県の国保特別会計において決算剰余金等の留保財源が生じた場合には、財政安定化基金に積み立てて管理し、納付金負担の年度間平準化のために活用するものとする。

なお、運用の具体的な内容等については、市町村との協議の上で決定する。

7 財政安定化基金の活用

国民健康保険事業の財政の安定化のため、給付増や保険料収入の不足により財源不足となつた際に法定外の一般会計繰入を行う必要がないよう、県は財政安定化基金を設置し、県及び市町村に対し貸付又は交付を行う。

（1）財政安定化基金の貸付

① 県に対する貸付

保険給付費の増大により財源不足になった場合、県は財政安定化基金を取り崩し、県国保特別会計に必要な額を貸し付ける。貸付額の償還は、翌々年度に市町村から徴収する納付金に償還額を加算のうえ、実施する。

② 市町村に対する貸付

保険税（料）収納額の低下により市町村が財源不足になった場合、県は市町村の申請により基金を取り崩し、必要な額を貸し付ける。貸付額は原則3年間での償還とし、貸付年度の翌々年度からの国保事業費納付金に上乗せする。

(2) 財政安定化基金の交付

多数の被保険者の生活に著しい影響を与える「特別な事情」（例：多数の被保険者の生活に影響を与える災害（台風、洪水、噴火等）、地域企業の破綻や主要産物の価格が大幅に下落するなどの地域の産業に大きな影響を与える事情が生じた場合等）の発生により、市町村の保険税（料）の収納額が大きく低下するような場合に、県は財政安定化基金を取り崩し、市町村に必要な額を交付する。なお、「特別な事情」の具体的な判断は、県と市町村の協議により行うこととする。

交付額は収納不足額の2分の1以内とし、交付額の補填は国・県・市町村がそれぞれ3分の1ずつとする。そのうち市町村補填分については、基本的には当該交付を受けた市町村が補填するものとする。ただし、「特別な事情」により、これによりがたいと判断される場合には、県と市町村との協議により、当該市町村以外の市町村にも適切な按分を行うこととすることとする。

第4章 市町村における保険税（料）の徴収の適正な実施

1 現年度分の保険税（料）の収納率の推移

令和3年度の現年度の保険税（料）の収納率の県平均は95.87%、全国11位で、全国平均94.24%に比べ1.63ポイント高い。前年度の収納率95.52%と比べると0.35ポイントの伸びとなっており、平成22年度から12年連続で上昇している。

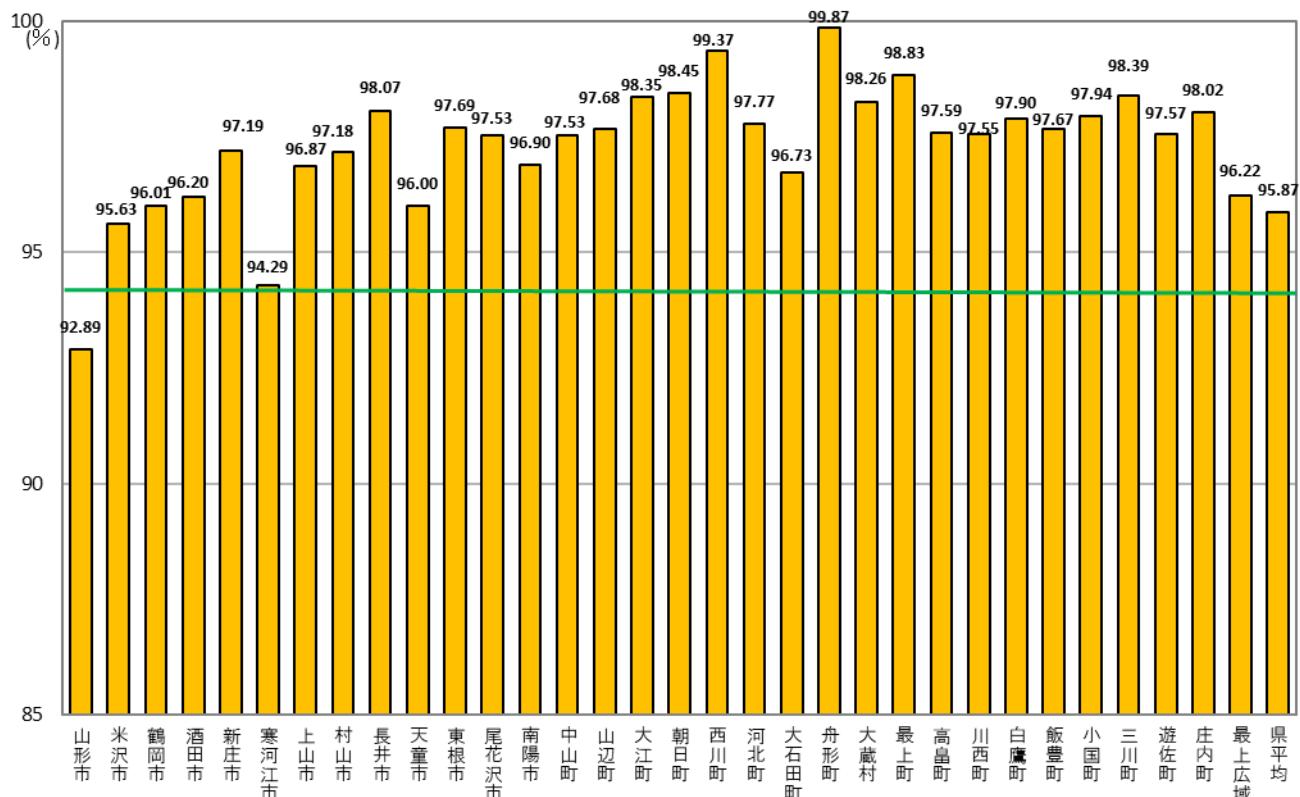
県内市町村ごとにみると、一番高いのは舟形町の 99.87%で、次いで西川町の 99.37%。一番低いのは山形市の 92.89%で、次いで寒河江市の 94.29%となっており、被保険者数が多い市町村ほど収納率が低くなる傾向にある。

表 15：収納率（県全体）の推移（現年度分）

令和元年度		令和2年度		令和3年度	
(%)	対前年比 増減	(%)	対前年比 増減	(%)	対前年比 増減
94.82	0.14	95.52	0.70	95.87	0.35

資料：「国民健康保険事業年報」（山形県）

図 13：市町村別収納率の推移（令和 3 年度：現年度分）



資料：「国民健康保険事業年報」（山形県） ※緑線は全国平均

2 過年度分の保険税（料）の収納率の推移

令和3年度の過年度分の保険税（料）の収納率の県平均は16.62%で、前年度に比べ1.45ポイントの減少となっている。

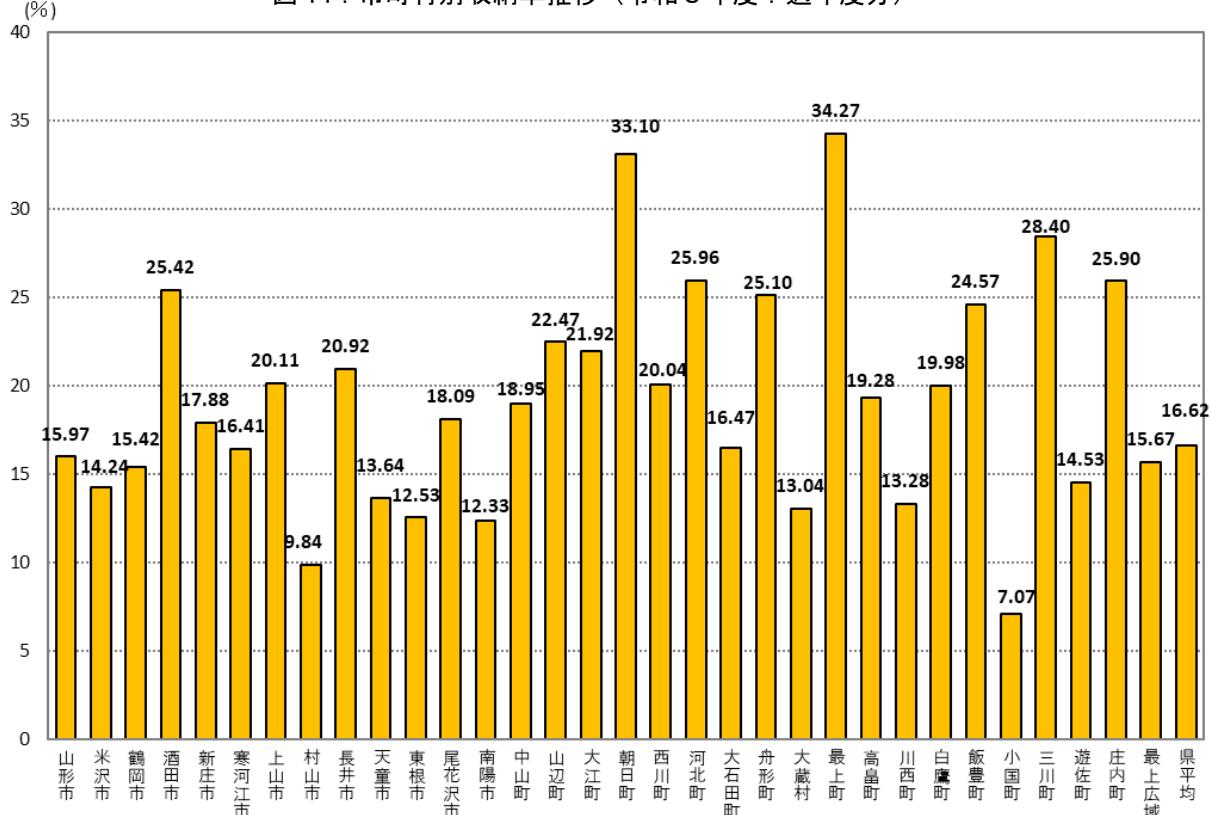
県内市町村ごとにみると、一番高いのは最上町の 34.27%で、次いで朝日町の 33.10%。一番低いのは、小国町の 7.07%で、次いで村山市の 9.84%となっており、一番高い最上町と一番低い小国町では、27.20 ポイントと大きな差がある。

表 16：収納率（県全体）の推移（過年度分）

令和元年度 (%)		令和2年度 (%)		令和3年度 (%)	
	対前年比 増減		対前年比 増減		対前年比 増減
16.72	-1.19	18.07	1.35	16.62	-1.45

資料：「国民健康保険事業年報」（山形県）

図 14：市町村別収納率推移（令和 3 年度：過年度分）

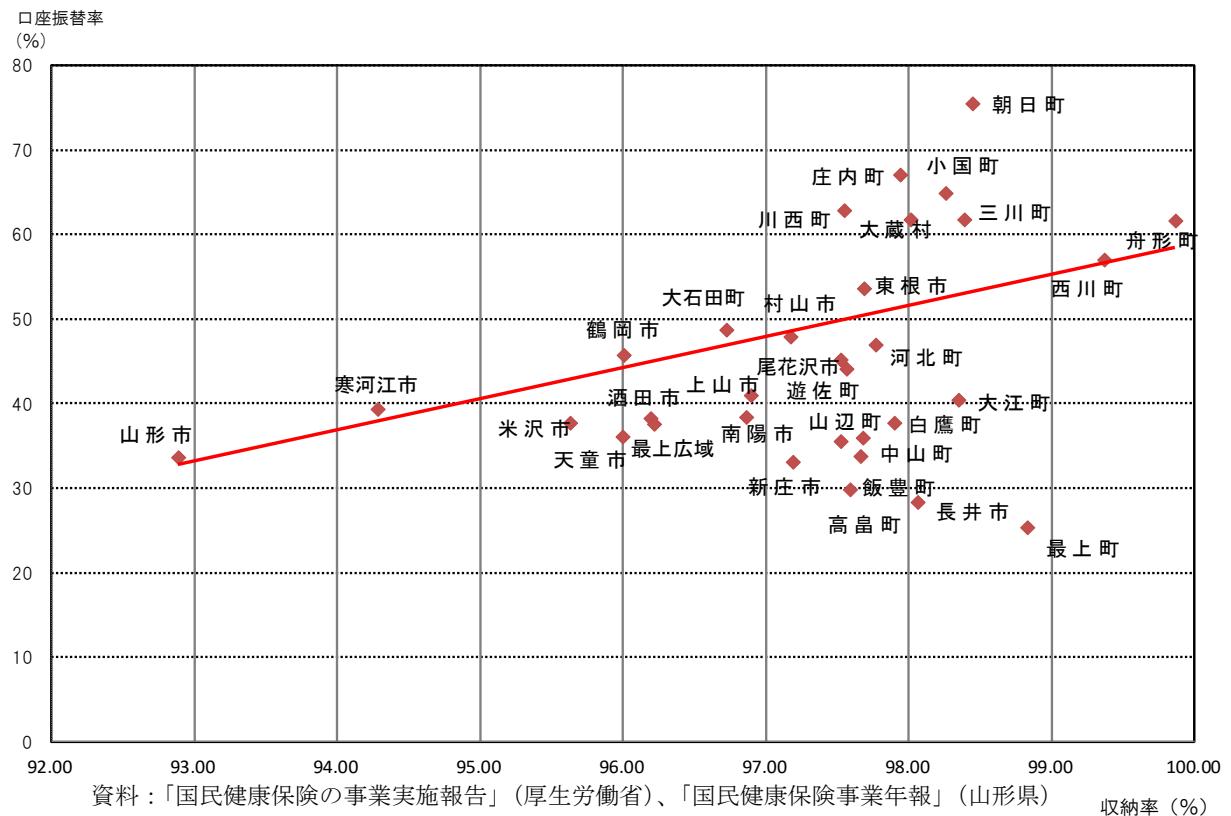


資料：「国民健康保険事業年報」（山形県）

3 保険税（料）の口座振替率と収納率（現年度分）の状況

口座振替率が高い市町村ほど保険税（料）の収納率が高い傾向にある。なお、最上町には独自の納付組織があり、口座振替率は低いものの収納率は高い。

図 15：保険税（料）収納率（現年度分）と口座振替率（令和3年度）

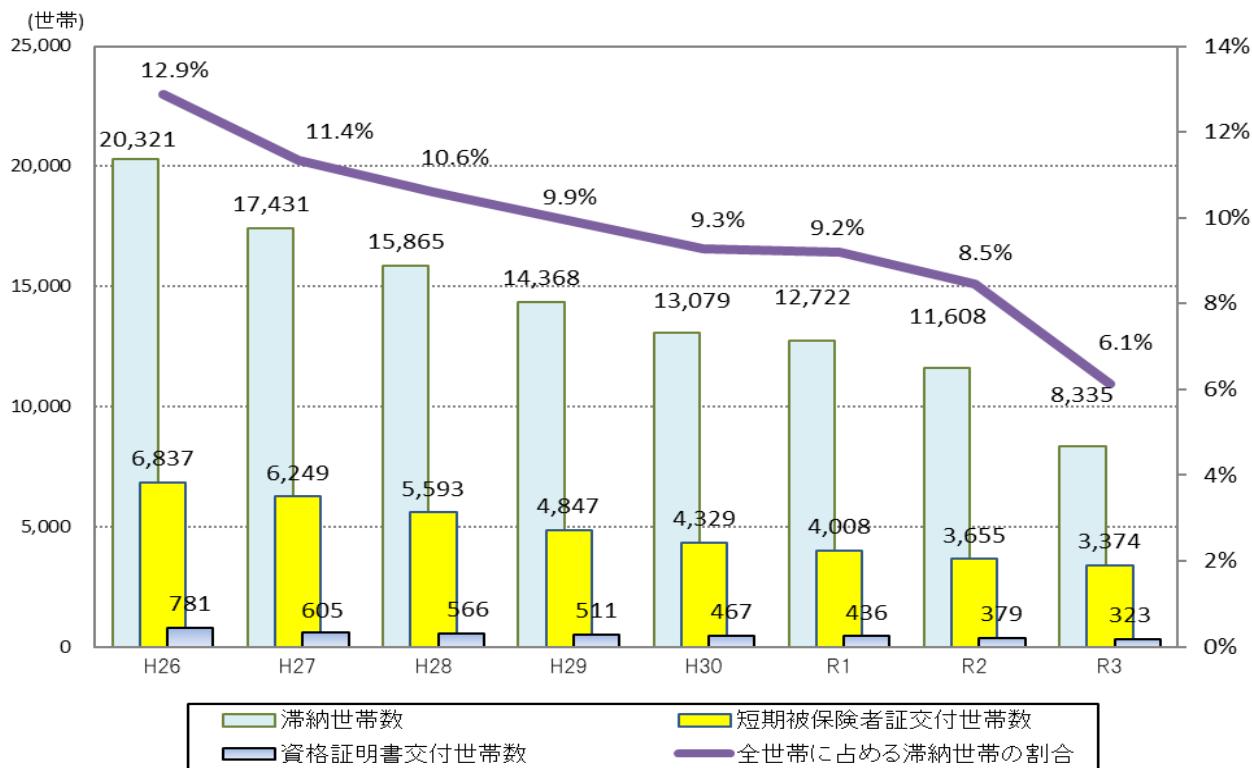


4 滞納処分の状況

本県の保険税（料）滞納世帯数は年々減少し、令和3年度は8,335世帯で、全世帯に占める滞納世帯の割合は6.1%となっている。短期被保険者証交付世帯と資格証明書交付世帯は、平成23年度以降減少が続いている。

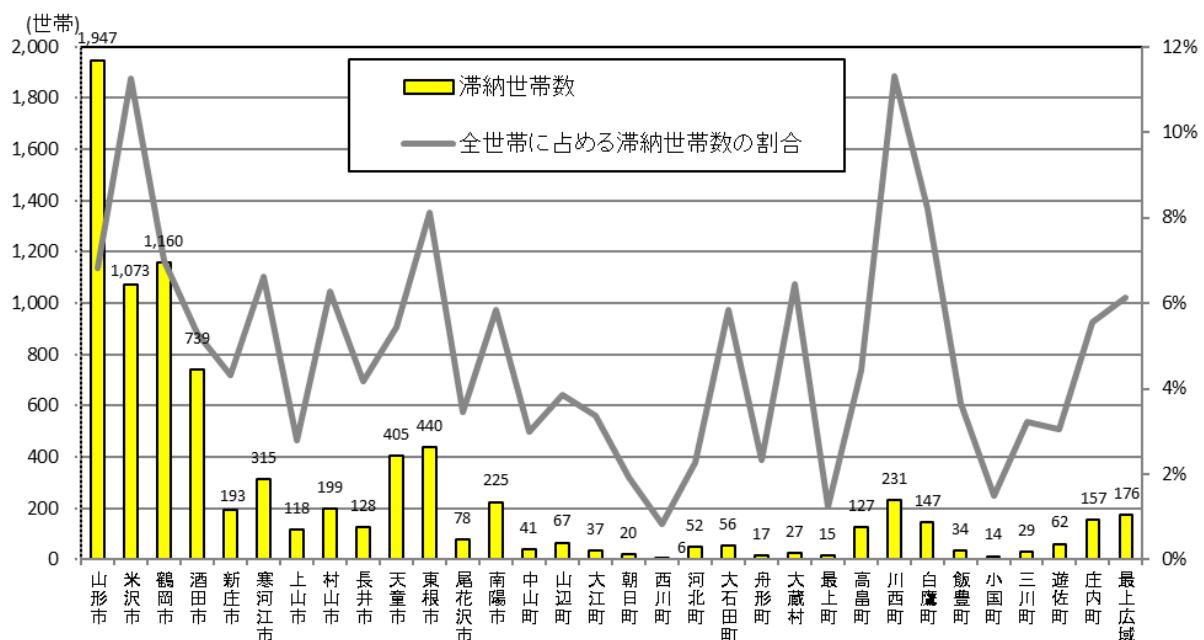
市町村ごとに滞納世帯をみると、最も多いのは山形市の1,947世帯、最も少ないのは西川町の6世帯となっている。全世帯に占める滞納世帯数の割合では、最も高いのは川西町の11.3%で、最も低いのは西川町の0.8%となっている。

図 16：保険税（料）の滞納世帯、短期被保険者証、資格証明書交付世帯数の推移



資料：「予算関係資料」（厚生労働省）、「国民健康保険事業年報」（山形県）

図 17：市町村別滞納世帯の状況（令和3年度）



資料：「予算関係資料」（厚生労働省）、「国民健康保険事業年報」（山形県）

5 目標収納率の設定

本県の保険税（料）収納率は上昇傾向にあるものの、令和6年秋に予定されている健康保険証の廃止に併せて短期被保険者証の仕組みも廃止されることから、収納率の上昇傾向が続かないおそれがある。しかしながら、国保制度の安定のため、収納率の向上を図る必要があることから、県は、令和3年度に全国11位（95.87%）であった収納率を、令和11年度までに令和3年度の都道府県別順位第5位（96.12%）の水準に引き上げることを目標に、市町村ごとの目標収納率を定める。

表 17：市町村ごとの目標収納率

保 險 者 番 号	保険者名	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
		収納率 実績 (%)	収納率 (%)							
1	山形市	92.89	93.09	93.24	93.30	93.36	93.42	93.48	93.54	93.60
2	米沢市	95.63	95.65	95.67	95.73	95.79	95.85	95.91	95.94	95.97
3	鶴岡市	96.01	96.03	96.05	96.08	96.11	96.14	96.16	96.18	96.20
4	酒田市	96.20	96.22	96.24	96.26	96.28	96.30	96.32	96.34	96.36
5	新庄市	97.19	97.19	97.19	97.20	97.21	97.22	97.23	97.24	97.25
6	寒河江市	94.29	94.34	94.39	94.45	94.51	94.57	94.63	94.69	94.75
7	上山市	96.87	96.87	96.87	96.88	96.89	96.90	96.91	96.92	96.93
8	村山市	97.18	97.18	97.18	97.19	97.20	97.21	97.22	97.23	97.24
9	長井市	98.07	98.07	98.07	98.07	98.07	98.07	98.07	98.07	98.07
10	天童市	96.00	96.02	96.04	96.07	96.10	96.13	96.16	96.18	96.20
11	東根市	97.69	97.69	97.69	97.69	97.69	97.69	97.69	97.69	97.69
12	尾花沢市	97.53	97.53	97.53	97.53	97.53	97.53	97.53	97.53	97.53
13	南陽市	96.90	96.90	96.90	96.91	96.92	96.93	96.94	96.95	96.96
14	中山町	97.53	97.53	97.53	97.53	97.53	97.53	97.53	97.53	97.53
15	山辺町	97.68	97.68	97.68	97.68	97.68	97.68	97.68	97.68	97.68
16	大江町	98.35	98.35	98.35	98.35	98.35	98.35	98.35	98.35	98.35
17	朝日町	98.45	98.45	98.45	98.45	98.45	98.45	98.45	98.45	98.45
18	西川町	99.37	99.37	99.37	99.37	99.37	99.37	99.37	99.37	99.37
19	河北町	97.77	97.77	97.77	97.77	97.77	97.77	97.77	97.77	97.77
20	大石田町	96.73	96.73	96.73	96.75	96.77	96.78	96.79	96.80	96.81
21	舟形町	99.87	99.87	99.87	99.87	99.87	99.87	99.87	99.87	99.87
22	大蔵村	98.26	98.26	98.26	98.26	98.26	98.26	98.26	98.26	98.26
27	最上町	98.83	98.83	98.83	98.83	98.83	98.83	98.83	98.83	98.83
28	高畠町	97.59	97.59	97.59	97.59	97.59	97.59	97.59	97.59	97.59
29	川西町	97.55	97.55	97.55	97.55	97.55	97.55	97.55	97.55	97.55
30	白鷹町	97.90	97.90	97.90	97.90	97.90	97.90	97.90	97.90	97.90
31	飯豊町	97.67	97.67	97.67	97.67	97.67	97.67	97.67	97.67	97.67
32	小国町	97.94	97.94	97.94	97.94	97.94	97.94	97.94	97.94	97.94
36	三川町	98.39	98.39	98.39	98.39	98.39	98.39	98.39	98.39	98.39
44	遊佐町	97.57	97.57	97.57	97.57	97.57	97.57	97.57	97.57	97.57
45	庄内町	98.02	98.02	98.02	98.02	98.02	98.02	98.02	98.02	98.02
46	最上広域	96.22	96.24	96.26	96.28	96.30	96.32	96.34	96.36	96.38
	県全体	95.87	95.92	95.97	96.00	96.02	96.05	96.08	96.10	96.12

【目標収納率の考え方】

- 規模別ではなく、市町村ごとに収納率を設定する。
- 市町村の年度ごとの収納率に応じた収納率の上げ幅を設定する。
- 令和5年度までは、第1期山形県国民健康保険運営方針における次の目標収納率及び上げ幅とする。

	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階
目標	93.02% (山形県平均) (H25～H27)	94.12% (都道府県別第5位) (H27)	95.19% (全国市町村上位5割) (H27)	96.52% (全国市町村上位3割) (H27)	96.52%超
目標までの年間の収納率の上げ幅	0.20ポイント	0.15ポイント	0.05ポイント	0.02ポイント	現状維持

- 令和6年度から令和11年度までは、年度ごとの収納率に応じた目標収納率及び上げ幅とする。

	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階
目標	95.87% (山形県平均) (R3)	96.12% (都道府県別第5位) (R3)	96.77% (全国市町村上位4割) (R3)	97.28% (全国市町村上位3割) (R3)	97.28%超
目標までの年間の収納率の上げ幅	0.06ポイント	0.03ポイント	0.02ポイント	0.01ポイント	現状維持

6 収納率向上のための取組

収納率に向上に向け、以下の取組を行うものとする。

(1) 口座振替の推進

口座振替世帯の割合の高い市町村は保険税（料）の収納率が高い傾向にあることから、市町村は広報による口座振替の推奨や、金融機関窓口での口座振替の勧奨等を行うことにより、口座振替を積極的に推進するものとする。

(2) 保険税（料）の納付手段の多様化

納付手段は納付書に現金を添えて金融機関の窓口で納付する方法が一般的となっているが、納税者サービスの向上を図るためにも、市町村はインターネットバンキングなどを利用した電子納税、コンビニ納付、クレジットカード、スマホアプリによる納付といった多様な納付手段の導入を図る。

(3) インターネット公売等の利用

市町村は公売をインターネットで実施する等、収納額の確保に努める。

(4) 収納担当職員に対する研修会の開催

県は市町村収納担当職員に対し、能力向上に資する研修会を実施する。

第5章 市町村における保険給付の適正な実施

1 市町村の保険給付の点検の状況

(1) レセプト（診療報酬明細書）点検の状況

市町村は医療費の支払いを行うにあたり、国保連合会の審査を経たレセプトについて資格の確認、重複請求の有無等のほか、突合・縦覧点検による算定誤り等についても点検を行うなど、保険給付の適正化に努めている。

レセプトの点検は、令和5年度現在で、27市町村が国保連合会等への委託による点検、5市町村が自らレセプト点検専門員等により実施している。

レセプト点検による山形県の1人当たり財政効果額は、令和3年度が2,463円と全国平均の2,056円を上回っており、点検効果率も0.71%と全国平均の0.63%を上回っている。

※1人当たり財政効果額＝（過誤調整分（資格点検+内容点検）の金額+返納金調定額）÷被保険者

※財政効果率＝（過誤調整分（資格点検+内容点検）の金額+返納金調定額）÷診療報酬市町村総負担額×100

表18：レセプト点検の効果額及び効果率

		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
山形県	1人当たり財政効果額(円)	4,583	3,243	2,775	2,384	2,463
	財政効果率(%)	1.47	1.02	0.85	0.74	0.71
全国	1人当たり財政効果額(円)	2,039	2,170	2,130	2,015	2,056
	財政効果率(%)	0.69	0.73	0.69	0.66	0.63

※資料：「国民健康保険実施状況報告」（厚生労働省）

(2) 第三者行為求償事務の実施状況

第三者による不法行為（以下「第三者行為」という。）により保険給付が発生した場合、国民健康保険法第64条第1項の規定により、市町村は保険給付を行うと同時に、給付の価額の限度において、被保険者が第三者に対して有する損害賠償請求権を代位取得することとされている。

このため、市町村は求償事務専門員を配置するほか、国保連合会に求償事務を委託するなどして、求償事務を実施している。

交通事故に係る第三者行為求償の令和3年度実績は140件、70,373千円となっている。

表19：交通事故に係る第三者行為求償実績

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
調定件数	187	150	140
調定額(千円)	99,138	105,969	70,373

※資料：「国民健康保険実施状況報告」（厚生労働省）

2 県による保険給付の点検、調整

県は広域的又は医療に関する専門的な見地から、以下のとおり、市町村が行う保険給付について、点検、調整を行う。

- ・同一医療機関で算定回数が定められている診療行為等について、県内市町村間で転居した場合にも適切な請求がなされているかの点検を行う。
- ・保険医療機関等による複数の市町村にまたがる大規模な不正請求事案に対し、県が市町村の委託を受けて不正請求等に係る費用返還を求める場合には、事案の内容に応じ市町村と協議を行う。

3 療養費の支給の適正化

県は、市町村が、柔道整復師の施術、はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の支給を適正に行えるよう、国保連合会と連携し、以下の取組を行う。

- ・市町村の取組の好事例の情報提供
- ・療養費の支給の適正化のための研修会の開催
- ・点検支援の充実
- ・医療費通知への療養費の記載の促進

4 レセプト点検及び第三者行為求償事務の充実強化

(1) レセプト点検の充実強化

医療費の適正化に向けてレセプト点検の充実を図るために、県は必要に応じて医療給付専門指導員による現地助言を行うなど、市町村の取組を支援する。

(2) 第三者行為求償事務の取組強化

県は国保連合会と連携し、市町村に対し第三者行為求償事務の研修会や現地助言を行う。また、市町村では被害届の未届出解消に向けて、レセプト点検による傷病名等から第三者行為が疑われるものについて照会を行うこととする。なお、この取組の支援として国保連合会は該当候補リストの提供を行う。

5 高額療養費の多数回該当

被保険者が直近の12か月間に、既に3回以上高額療養費の支給（被保険者の所得水準に応じて自己負担額の上限を設ける制度）を受けている場合（多数回該当）、被保険者世帯の負担軽減を図る目的から、その月の負担の上限額を更に引き下げる措置がとられている。その該当回数や世帯継続性の取扱いは以下の通りとする。

(1) 高額療養費の多数回該当に係る該当回数の引継ぎ

高額療養費の多数回該当は、同一保険者の区域内に居住していることが前提となるが、平成30年度から県も国保の保険者になったことに伴い、被保険者が県内市町村間で異動しても、引き続き山形県国保の被保険者の資格を有するため、世帯の継続性が保たれていれば高額療養費の多数回該当は引き継がれる。

(2) 世帯の継続性の判断

高額療養費制度は、世帯員の療養に要した費用は世帯主が負担したものとして取り扱った上で、家計の負担軽減を図ることを目的としていることから、世帯を主宰し主たる生計維持

者である世帯主に着目して、世帯の継続性を判定することが原則となる。

多数回該当の通算は、転入世帯における世帯の継続性を考慮の上、転入地の市町村が行うが、その判定基準は国の基準により以下の通りとする。なお、個別の事情等により判定が困難な場合については県と市町村が協議の上決定し、判定結果については県内市町村で共有することとする。

① 「単なる住所異動等の一の世帯のみで完結する住所異動」は次のとおりとし、家計の同一性、世帯の連続性があるものとして、世帯の継続性を認める。

- ・転入及び世帯主の変更等、他の世帯と関わらず、当該世帯の構成員の数が変わらない住所異動

- ・出産、社会保険離脱、生活保護廃止等による資格取得又は死亡、社会保険加入、生活保護開始等による資格喪失等、他の世帯と関わらず、資格取得・喪失による当該世帯内の国保加入者数の増加又は減少を伴う場合の住所異動

② 他の世帯からの異動による国保加入者の増加や、他の世帯への異動による国保加入者の減少等、世帯分離、世帯合併による一の世帯で完結しない住所異動は次のとおりとし、家計の同一性、世帯の連続性がある者として、世帯の継続性を認める。

- ・子が独立して他市町村へ住所異動した場合の親世帯等、世帯主と住所の両方に変更がない世帯

- ・住所異動前の世帯主が主宰する世帯

第6章 医療に要する費用の適正化の取組

1 医療費の適正化に向けた取組の状況

(1) 市町村の特定健診・特定保健指導の実施状況

高齢者の医療の確保に関する法律第18条により定める「特定健康診査等基本指針」では、市町村国保における特定健康診査受診率及び特定保健指導の実施率の目標は60%とされている。

令和3年度の特定健康診査受診率の県平均は、49.5%となっており、全国平均の36.4%を大きく上回っている。

市町村ごとに見ると、特定健康診査受診率が60%を超える市町村は、朝日町(62.0%)、西川町(62.3%)、大蔵村(64.3%)、白鷹町(60.8%)、三川町(65.2%)、遊佐町(61.4%)及び庄内町(63.2%)の7市町村ある。

また、特定保健指導実施率の県平均についても、47.5%となっており、全国平均の27.9%を大きく上回っている。

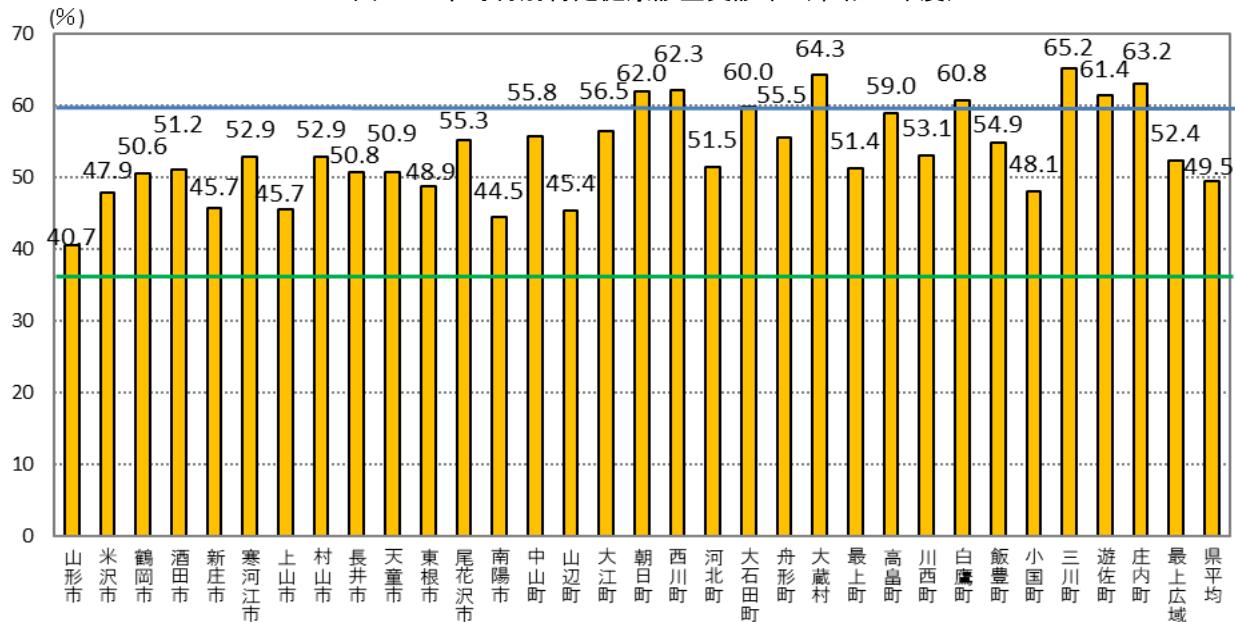
市町村ごとにみると、特定保健指導実施率が60%を超える市町村は、酒田市(66.5%)、上山市(65.1%)、長井市(66.5%)、東根市(73.0%)、南陽市(63.3%)、朝日町(60.5%)、西川町(61.2%)、川西町(66.2%)、飯豊町(66.2%)、三川町(73.4%)及び庄内町(69.3%)の11市町村ある。

表20：特定健康診査受診率（県平均）の推移

令和元年度		令和2年度		令和3年度	
(%)	対前年比	(%)	対前年比	(%)	対前年比
49.7	1.0	47.2	-2.5	49.5	2.3

資料：「市町村国保特定健康診査・特定保健指導実施状況」（国民健康保険中央会）

図 18：市町村別特定健康診査受診率（令和3年度）



※青線は目標値、緑線は全国平均

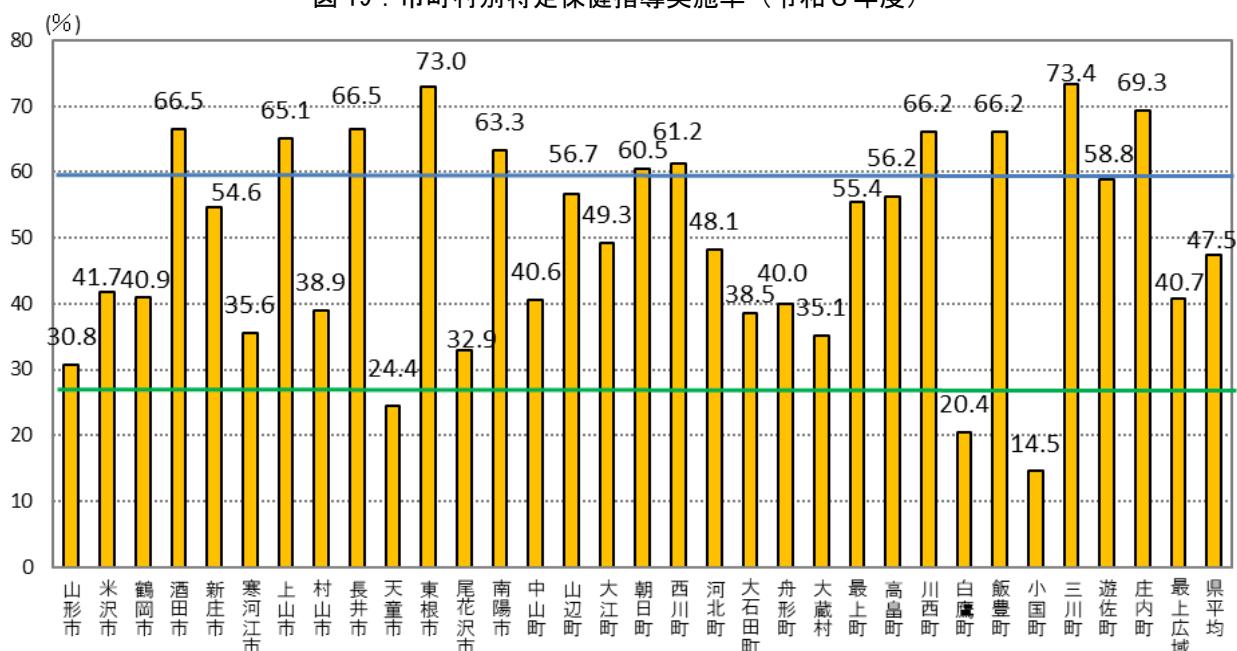
資料：「市町村国保特定健康診査・特定保健指導実施状況」（国民健康保険中央会）

表 21：特定保健指導実施率（県平均）の推移

令和元年度		令和2年度		令和3年度	
(%)	対前年比	(%)	対前年比	(%)	対前年比
45.3	2.0	47.3	2.0	47.5	0.2

資料：「市町村国保特定健康診査・特定保健指導実施状況」（国民健康保険中央会）

図 19：市町村別特定保健指導実施率（令和3年度）



※青線は目標値、緑線は全国平均

資料：「市町村国保特定健康診査・特定保健指導実施状況」（国民健康保険中央会）

(2) 後発医薬品の使用状況（数量シェア）

令和3年度の「後発医薬品の使用状況（数量シェア）」の県平均は85.1%で、前年の84.3%と比べ0.8ポイントの伸びとなり、年々増加している。令和3年9月の全国の使用割合は79.2%（厚生労働省調べ）となっており、県内すべての市町村で全国の使用割合を上回っている。

令和3年度で一番高いのは三川町の89.0%で、次いで鶴岡市と大石田町の88.7%。一番低いのは、山辺町の79.9%で、次いで高畠町の80.4%となっている。

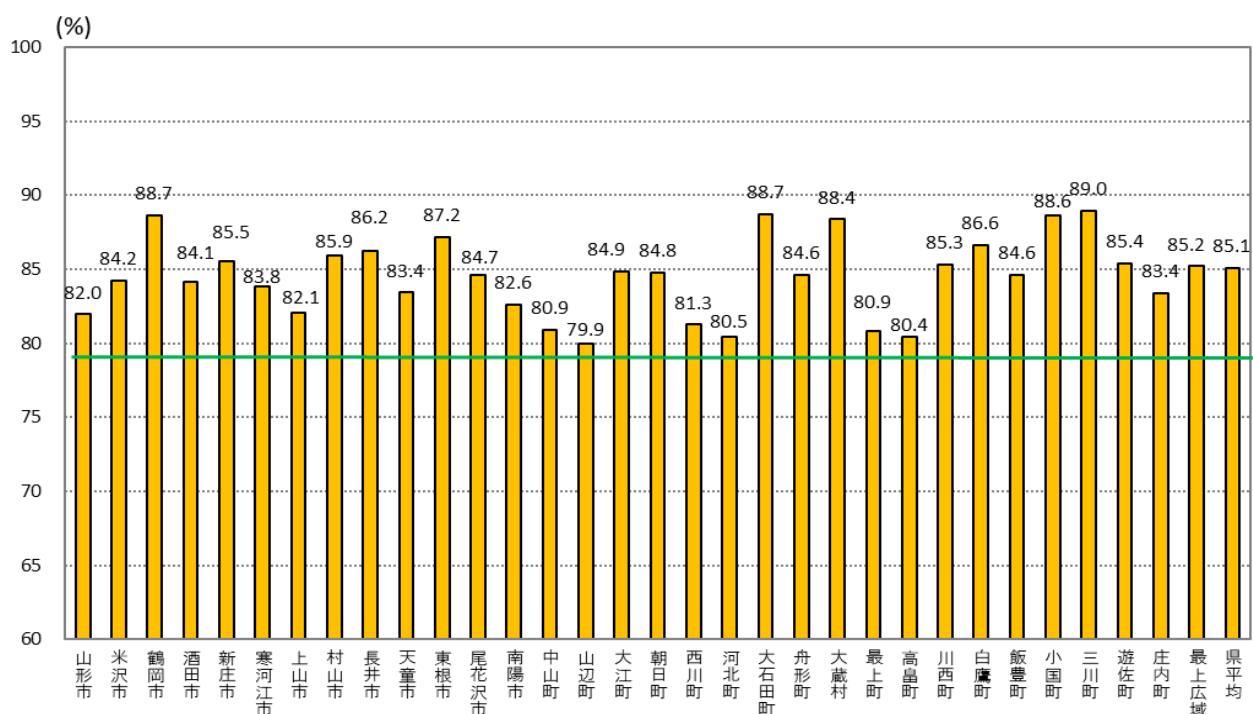
なお、後発医薬品の使用割合が高い市町村ほど、1人当たりの医療費が低くなる傾向にある。

表 22：後発医薬品の使用状況（県平均）の推移

令和元年度		令和2年度		令和3年度	
(%)	対前年比	(%)	対前年比	(%)	対前年比
83.9	4.8	84.3	0.4	85.1	0.8

※国保連のレセプトデータを基に後発医薬品の使用割合を算出

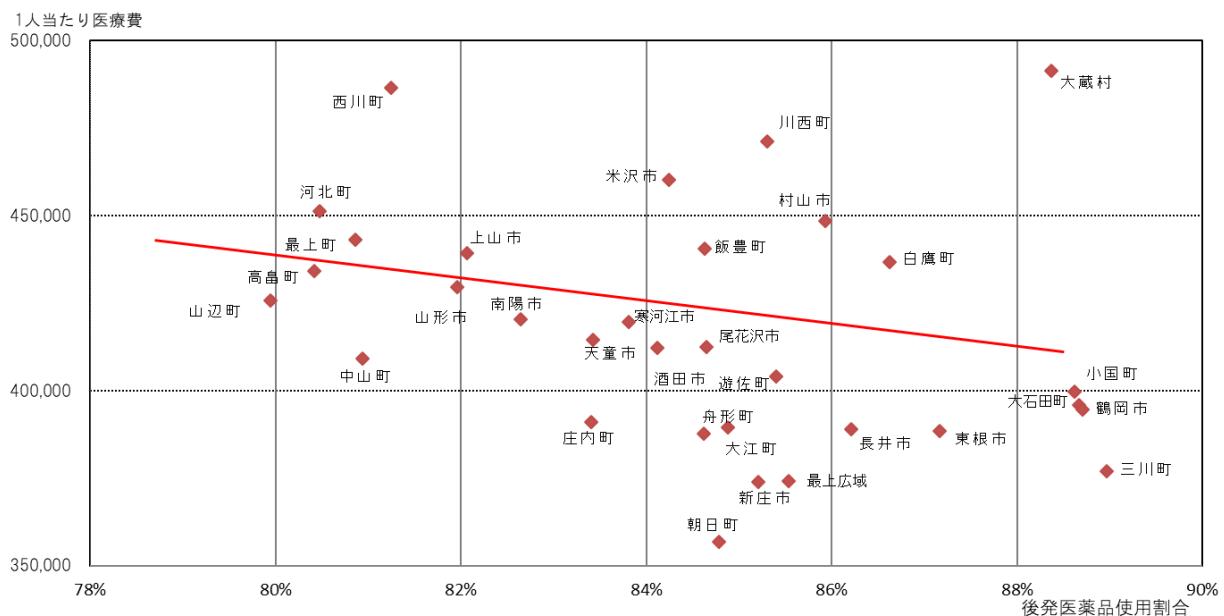
図 20：市町村別後発医薬品の使用状況（数量シェア）（令和3年度）



※国保連のレセプトデータを基に後発医薬品の使用割合を算出

※緑線は全国平均

図 21：1人当たり医療費と後発医薬品使用割合（令和3年度）



2 医療費の適正化に向けた取組

山形県保健医療計画（令和6年度～令和11年度）、山形県地域医療構想（平成28年度～令和7年度）、山形県医療費適正化計画（令和6年度～令和11年度）、山形県医師確保計画（令和6年度～令和11年度）、山形県外来医療計画（令和6年度～令和11年度）、やまがた長寿安心プラン（令和6年度～令和8年度）及び健康やまがた安心プラン（令和6年度～令和17年度）に定める施策を踏まえつつ、他の医療保険の保険者における取組とも連携した取組を行うものとする。

また、各市町村におけるデータヘルス計画に基づく取組を、県と市町村が一体となって着実に進め、県内外の好事例の横展開等を通じて、県内の医療費水準の格差を解消しつつ、市町村の医療費適正化に向けた取組を加速させるものとする。

(1) 特定健康診査・特定保健指導の実施率向上

糖尿病等の生活習慣病に係る医療費の抑制に向け、特定健康診査・特定保健指導を通し、被保険者に対しバランスの取れた食生活、適度な運動等の望ましい生活習慣のための助言、指導を実施し、メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少に取り組む。

また、特定健康診査・特定保健指導の実施率向上のため、市町村は土日健診やがん検診等との同時実施といった受診しやすい環境づくりに努めるほか、未受診者に対し電話勧奨や勧奨通知等を行う。加えて、県は、特定健康診査未受診者対策として、市町村と連携し、いわゆるみなし健診を全県的に普及させるとともに、実施率向上に効果的な好事例の横展開など、実施率が低迷している市町村に対して、その実情に応じた実施率向上のための取組について支援を行う。

※みなし健診とは、医療機関に定期的に通院し、検査を受けている方が、医療機関での検査結果を市町村に提供することで、特定健康診査を受けたものとみなすこと

(2) 生活習慣病の発症・重症化予防の実施

生活習慣病のうち心疾患及び脳血管疾患の年齢調整死亡率を全国と比較すると、本県はいずれも全国を上回っており、令和4年度に作成した「山形県循環器病対策普及啓発資材（動画・漫画）」を活用し、多様な機会を捉えて、循環器病の予防や発症時の症状と適切な対応について啓発する。また、糖尿病や慢性腎臓病は重症化すると人工透析が必要となり、高額な医療費が見込まれることから、県民生活、国保財政に大きな影響を及ぼす。

そのため、関係機関・団体が連携して既に行われている取組を尊重しながら、県が平成28年度に策定した「糖尿病及び慢性腎臓病（CKD）重症化予防プログラム」に基づき、医療機関未受診者や治療中断者への受診勧奨や重症化リスクが高い糖尿病及び慢性腎臓病患者への保健指導が適切に行えるように、医療機関と地域の連携体制を構築する。

(3) 後発医薬品の使用率の向上

県及び関係機関等で実施する後発医薬品の使用率向上に係る取組とも連携しながら、医療機関・薬局に対する働きかけや、被保険者に対する、差額通知やジェネリック希望カード、シールの交付により、後発医薬品の利用を促し、被保険者の負担軽減、医療保険制度の安定化を図る。

(4) 高齢者的心身機能の低下等に起因した疾病予防・介護予防の推進

市町村は、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の取組を進めるとともに、県は、後期高齢者医療広域連合や国保連合会と連携し、好事例の情報収集及び提供等を通じ、市町村の取組を支援する。

(5) 受動喫煙防止対策

県は、令和2年4月から全面施行された「改正健康増進法」及び平成30年12月に制定した「山形県受動喫煙防止条例」を広く周知するとともに、市町村・関係機関・業界団体等と協働で受動喫煙防止対策を進め、受動喫煙を生じさせることのない地域社会づくりを推進する。

県は、市町村や関係機関と連携・協力して、巡回訪問やイベント、出前講座等において、受動喫煙の防止や受動喫煙による健康への影響等の周知・啓発を行う。

(6) やまがた健康マイレージの実施

健康づくりは一人ひとりが意識を高めて取り組むことを基本とし、これを社会全体で支え守る環境を整備することが必要であることから、引き続き行政・企業等が連携し、住民の主体的な健康づくりを支える健康マイレージ制度を展開する。市町村は、特定健康診査やがん検診、健康教室等あらかじめ指定する健康づくりに関する取組に参加した場合等にポイントを付与し、一定のポイントに達した住民に「やまがた健康づくり応援カード」を交付し、住民は、カードを提示することにより協力店の特典を受けることができる「やまがた健康マイレージ」事業を実施する。

(7) 救急電話相談事業の活用促進

休日や時間外受診は割増の医療費が発生するだけでなく、軽症者の救急受診は重篤な救急患者の治療に支障を及ぼす他、医師の疲弊につながり、地域医療全体に大きな影響を与える。そのため、県では、小児救急電話相談事業と大人を対象とした救急電話相談事業を実施している。

市町村は、地域医療の確保と医療費の適正化、住民の不安解消を図るため、これらの事業の活用を進めることとし、保健師等による保育園・幼稚園・小学校・公民館等での出前講座

の実施、医療機関と連携した救急医療の適正受診の呼びかけ、救急電話相談チラシ等の公共施設等への掲示・ホームページや広報誌への掲載等による啓発等の施策を講じる。

(8) 重複・頻回受診及び重複服薬の適正化対策の推進

市町村は、レセプトデータ等の情報を分析・活用し、同一月に同一疾患で複数の医療機関を重複して受診している被保険者や、同一診療科目を頻繁に受診する被保険者に対して、適切な受診についての訪問指導等の取組を行う。

また、市町村は、同一月内に同一薬剤又は同様の効能を持つ薬剤を複数の医療機関から処方されている被保険者に対して、適切な服薬についての訪問指導等の取組を行う。

(9) がんの予防及び早期発見・治療

県は、市町村や関係機関と連携・協力して、望ましい食生活の実践、運動習慣の定着、禁煙等がんの予防に資する生活習慣等の普及・啓発を行うとともに、がん検診の受診率向上に向けた取組を実施し、早期発見・早期治療につなげる。

子宮頸がん、乳がんに係る休日検診の実施など、「みんなで取り組む『がん対策県民運動』」を展開し、県、市町村及び関係機関が一体となって、更なるがん検診受診率向上に取り組む。

(10) 歯と口腔の健康づくりの推進

県は、市町村や関係機関と連携協力して、ライフステージごとの特性等を踏まえ、むし歯予防から口腔機能の維持等の生涯を通した切れ目ない歯科口腔保健に関する取組を行うとともに、総合的な歯科口腔保健対策を進めるための人材育成や多職種連携による疾病等の発症・重症化予防の取組を行う。

(11) 保険者努力支援制度を活用した医療費適正化への取組の強化

平成30年度から、医療費適正化等に係る都道府県や市町村の取組に応じて、交付金が交付される保険者努力支援制度が実施されている。また、令和2年度からは、人生100年時代を見据え、同制度に国保ヘルスアップ事業が新設され、予防・健康づくりを強力に推進することとされた。

県は、国保における市町村との共同保険者としての役割を果たすため、都道府県国保ヘルスアップ支援事業を積極的に活用し、国保連合会等と連携し、市町村の現状把握・分析を行うとともに、市町村における取組の充実のための人材確保・育成等を推進する。

(12) その他

医療費通知により、被保険者に医療機関を受診した際の医療費の実情を理解してもらうとともに、医療機関等の不適切な請求や重複受診の防止、医療サービスの享受と負担の関係の周知等、医療費適正化のための普及啓発を行う。

県は、医療費の適正化のため、国保連合会等と連携し、医療費に影響を与える要因等の分析を行うとともに、県内の医療費水準の格差解消に向け、先進的な取組事例の収集及び情報提供など市町村が積極的に取り組むための支援を行う。また、県と市町村は、共同して医療費適正化に資する事業の企画及び実施に努める。

県は、山形県保険者協議会の積極的な活用を図り、県内全体の健康水準の向上や医療費適正化に資する取組を進める。

第7章 市町村の国民健康保険事業運営の広域化及び効率化

1 情報セキュリティ対策の取組

情報の保管、移送、消去等のセキュリティ対策については、市町村が定める情報セキュリティポリシー及び国保連合会が定める情報セキュリティポリシーに従い、確実に実施する。

2 保険者事務の共同実施に向けた取組

(1) 被保険者証等の共同事務の拡充

現在、個別に交付されている国保の被保険者証と高齢受給者証について、被保険者の利便性等の面から一体化を推進するとともに、国保連合会が実施している被保険者証の共同印刷・封緘事務を拡充し、市町村事務の効率化を図る。

令和6年秋に、健康保険証が廃止されることに伴い、原則、被保険者の申請に基づき速やかに交付されることとされていた資格確認書について、当面の間、健康保険証利用登録をされたマイナンバーカードを保有していない者その他市町村が必要と認めた者については、被保険者の申請によらず交付する運用とされたことなども考慮し、市町村事務の効率化を図る観点から、共同印刷・封緘事務の拡充につき、国保連合会と実施に向けた検討を行う。

(2) 広報事業の共同実施

国保の制度周知等、市町村が個別に実施するよりも県レベルで行った方が事業の効率化につながるものについては、国保連合会等への委託を行う。

3 医療費適正化・保健事業の共同実施に向けた取組

(1) 特定健診受診率向上対策事業の実施

市町村と国保連合会が共同で、未受診者に対する受診勧奨を電話等により行う。

また、県と国保連合会は、未受診者対策として、いわゆるみなし健診の全県的な普及に努める。

(2) 保健担当職員に対する研修会の開催

国保連合会に設置されている「山形県市町村保健活動推進委員会」を活用し、保健事業の研修会を開催するとともに、医師会等の関係機関との連絡調整等を行う。また、市町村が実施している健康づくり対策等の事例を情報交換し、効果的な事業実施について共有化を行う。

(3) 第三者行為求償事務の共同処理

市町村は保険会社等に対する賠償額の請求を確実なものとするため、請求事務を国保連合会に委託する。

(4) レセプト点検事務の共同実施の拡充

レセプト点検事務が効率的かつ効果的に行われるよう、市町村はレセプト点検事務の国保連合会への委託や、点検内容の適宜見直しを行う。

4 収納対策の共同実施に向けた取組

(1) 滞納事案等に関する県による市町村への支援

県は要望のあった市町村を訪問し、滞納事案の整理分類や徴収方法について助言を行うとともに随時個別相談を実施する。

(2) 全県的な納税推進強調月間の活用

納税推進強調月間（12月）を活用し、県と市町村で全県的な啓発キャンペーンや集中的な滞納整理を実施することで、滞納事案の早期解決を図る。

5 事務の標準化に向けた取組

県と市町村は、各市町村における各種事務の実施状況や運用方法等を踏まえ、国民健康保険事務提要の作成等共同して市町村事務の効率化及び標準化に取り組むものとする。

また、市町村は、事務処理の標準化や事務の効率化を図るため、自府の基幹システムとの親和性等も考慮しつつ、原則として市町村事務処理標準システムの導入を目指し、県は必要に応じて指導・助言を行う。

第8章 保健医療サービス・福祉サービス等に関する施策との連携

1 保健医療サービスと福祉サービスとの連携

県は、国保の財政運営の責任主体として保険者の役割も担うことで、広域的な立場から、医療提供体制の確保や保健医療サービス、福祉サービス等の施策との連携が可能となるため、以下の取組を進める。

(1) 地域包括ケアシステムの推進

2040年に向けて生産年齢人口が急減し、85歳以上人口が急激に増加していくことが見込まれる中で、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域の包括的な支援・サービスの提供体制の構築が必要とされていることから、国保部門と地域包括ケアに関する施策との連携を推進する。

(2) 国保データベース（KDB）システム等の活用

県は国保データベース（KDB）システムに代表される健康・医療情報に係る情報基盤を活用し、市町村ごとの健康課題や保健事業の実施状況を把握するとともに、「健康やまがた安心プラン」を踏まえ、市町村や国保連合会における保健事業の運営が健全に行われるよう、必要な助言及び支援を行う。

2 他計画との整合性

県は広域的な保険者として、本運営方針と県が定める「山形県保健医療計画」、「山形県地域医療構想」、「山形県医療費適正化計画」、「山形県医師確保計画」、「山形県外来医療計画」、「やまがた長寿安心プラン」及び「健康やまがた安心プラン」等に掲げる施策と連携し、保健医療サービス・福祉サービスを推進する。

3 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

市町村は、市民に身近な立場から住民サービスを提供することができ、また国保や介護保険の保険者として、保健事業や介護予防についてもノウハウを有している。そのため、高齢者の心身の特性に応じたきめ細かな支援を行うため、フレイル対策等の生活機能の改善（介護保険の地域支援事業等）と生活習慣病等の疾病予防・重症化予防（国保と後期高齢者医療制度の保健事業）の一体的な実施を推進する。県は、後期高齢者医療広域連合や国保連合会と連携し、好事例の情報収集及び提供等を通じ、市町村の取組を支援するものとする。

4 マイナンバーカードに係る事務

令和6年秋に、健康保険証が廃止され、資格確認書は、原則、被保険者の申請に基づき速やかに交付する仕組みとなるが、当面の間、健康保険証利用登録をされたマイナンバーカードを保有していない者その他市町村が必要と認めた者については、被保険者の申請によらず交付する運用とされた。そのため、資格確認書の様式や有効期限等については、県と市町村は連携して処理基準を検討する。

また、県と市町村は連携して、マイナンバーカードを健康保険証として利用することのメリットの周知を行う。

第9章 関係市町村相互間の連絡調整

1 山形県国民健康保険連絡調整会議の運営

本運営方針に基づき具体的な施策を実施するにあたっては、県、市町村、国保連合会の連携が必要になるため、定期的に協議を行う必要がある。そのため、山形県国民健康保険連絡調整会議及び同会議の下に事務レベル検討会議を引き続き設置し、市町村間の連絡・調整を行う。

また、特定の事項について検討するため、必要に応じて事務レベル検討会議にテーマ別に編成する作業部会を設置する。

2 山形県国民健康保険運営協議会の運営

県は、県が処理する事務に係る以下の事項について審議を行うため、山形県国民健康保険運営協議会を開催する。

- ・国民健康保険事業費納付金の徴収
- ・国民健康保険運営方針の作成
- ・その他の重要事項

3 国保事業運営におけるPDCAサイクルの推進

山形県国民健康保険運営方針に基づき国民健康保険事業を実施するにあたり、安定的な財政運営や市町村が担う事業の広域的・効率的な運営に向けた取組を継続的に改善するためにも、事業の実施状況を定期的に把握・分析し、評価（PDCAサイクル）を行うことで検証することが必要である。

このため、県は市町村の国民健康保険事業の実施状況に対する指導・助言において、事業の継続的な改善に向けた取組についても指導・助言を行うこととする。

參考資料

1 市町村国保の被保険者数（全被保険者・年度平均）

保 険 者 番 号	市町村名	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		
		(人)	対前年度 増減率 (%)	県内 順位								
01	山形市	48,592	-4.47%	46,874	-3.54%	45,118	-3.75%	44,407	-1.58%	43,763	-1.45%	1
02	米沢市	16,515	-5.68%	15,608	-5.49%	14,992	-3.95%	14,671	-2.14%	14,350	-2.19%	4
03	鶴岡市	29,015	-5.65%	27,812	-4.15%	26,843	-3.48%	26,363	-1.79%	25,912	-1.71%	2
04	酒田市	23,760	-5.37%	22,871	-3.74%	22,114	-3.31%	21,665	-2.03%	21,325	-1.57%	3
05	新庄市	8,468	-6.96%	8,085	-4.52%	7,723	-4.48%	7,517	-2.67%	7,280	-3.15%	8
06	寒河江市	8,423	-4.74%	8,209	-2.54%	7,975	-2.85%	7,834	-1.77%	7,718	-1.48%	7
07	上山市	7,420	-4.38%	7,118	-4.07%	6,935	-2.57%	6,818	-1.69%	6,751	-0.98%	9
08	村山市	5,685	-4.81%	5,476	-3.68%	5,355	-2.21%	5,311	-0.82%	5,288	-0.43%	11
09	長井市	5,519	-4.91%	5,322	-3.57%	5,071	-4.72%	4,977	-1.85%	4,888	-1.79%	12
10	天童市	13,626	-5.12%	13,096	-3.89%	12,718	-2.89%	12,450	-2.11%	12,133	-2.55%	5
11	東根市	9,948	-3.71%	9,615	-3.35%	9,443	-1.79%	9,295	-1.57%	9,169	-1.36%	6
12	尾花沢市	4,413	-5.36%	4,232	-4.10%	4,081	-3.57%	3,973	-2.65%	3,861	-2.82%	16
13	南陽市	6,752	-4.86%	6,571	-2.68%	6,355	-3.29%	6,265	-1.42%	6,182	-1.32%	10
14	中山町	2,489	-4.71%	2,396	-3.74%	2,308	-3.67%	2,249	-2.56%	2,207	-1.87%	22
15	山辺町	2,857	-4.45%	2,834	-0.81%	2,766	-2.40%	2,746	-0.72%	2,734	-0.44%	21
16	大江町	1,951	-1.86%	1,940	-0.56%	1,859	-4.18%	1,829	-1.61%	1,816	-0.71%	24
17	朝日町	1,974	-6.00%	1,927	-2.38%	1,876	-2.65%	1,818	-3.09%	1,771	-2.59%	25
18	西川町	1,264	-3.14%	1,199	-5.14%	1,131	-5.67%	1,105	-2.30%	1,098	-0.63%	31
19	河北町	4,151	-4.09%	3,997	-3.71%	3,862	-3.38%	3,817	-1.17%	3,761	-1.47%	17
20	大石田町	1,858	-4.86%	1,794	-3.44%	1,717	-4.29%	1,672	-2.62%	1,624	-2.87%	26
21	舟形町	1,380	-6.06%	1,304	-5.51%	1,255	-3.76%	1,254	-0.08%	1,215	-3.11%	30
22	大蔵村	844	-9.05%	805	-4.62%	754	-6.34%	717	-4.91%	698	-2.65%	32
27	最上町	2,361	-7.70%	2,245	-4.91%	2,139	-4.72%	2,090	-2.29%	2,042	-2.30%	23
28	高畠町	5,317	-3.78%	5,091	-4.25%	4,957	-2.63%	4,857	-2.02%	4,794	-1.30%	13
29	川西町	3,579	-4.30%	3,480	-2.77%	3,375	-3.02%	3,327	-1.42%	3,299	-0.84%	18
30	白鷹町	3,204	-4.61%	3,046	-4.93%	2,917	-4.24%	2,862	-1.89%	2,795	-2.34%	20
31	飯豊町	1,625	-2.75%	1,555	-4.31%	1,531	-1.54%	1,517	-0.91%	1,487	-1.98%	28
32	小国町	1,544	-5.28%	1,451	-6.02%	1,413	-2.62%	1,383	-2.12%	1,342	-2.96%	29
36	三川町	1,656	-4.39%	1,569	-5.25%	1,534	-2.23%	1,511	-1.50%	1,514	0.20%	27
44	遊佐町	3,491	-4.46%	3,366	-3.58%	3,253	-3.36%	3,219	-1.05%	3,190	-0.90%	19
45	庄内町	5,168	-5.43%	4,910	-4.99%	4,722	-3.83%	4,599	-2.60%	4,545	-1.17%	15
46	最上地区広域連合	5,613	-7.13%	5,352	-4.65%	5,091	-4.88%	4,889	-3.97%	4,757	-2.70%	14
市町村計		240,462	-5.04%	231,150	-3.87%	223,183	-3.45%	219,007	-1.87%	215,309	-1.69%	-

※資料：「国民健康保険事業年報」

2 市町村国保の世帯数（全被保険者・年度平均）

保 険 者 番 号	市町村名	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		
		(世帯)	対前年度 増減率 (%)									
01	山形市	30,263	-2.93%	29,577	-2.27%	28,898	-2.30%	28,763	-0.47%	28,543	-0.76%	1
02	米沢市	10,382	-3.82%	10,030	-3.39%	9,775	-2.54%	9,664	-1.14%	9,543	-1.25%	4
03	鶴岡市	17,717	-3.87%	17,235	-2.72%	16,868	-2.13%	16,726	-0.84%	16,606	-0.72%	2
04	酒田市	14,919	-3.57%	14,562	-2.39%	14,222	-2.33%	14,069	-1.08%	13,974	-0.68%	3
05	新庄市	4,956	-5.53%	4,779	-3.57%	4,625	-3.22%	4,564	-1.32%	4,482	-1.80%	8
06	寒河江市	4,951	-3.19%	4,882	-1.39%	4,810	-1.47%	4,773	-0.77%	4,758	-0.31%	7
07	上山市	4,400	-3.25%	4,294	-2.41%	4,239	-1.28%	4,246	0.17%	4,217	-0.68%	9
08	村山市	3,259	-2.75%	3,180	-2.42%	3,156	-0.75%	3,159	0.10%	3,166	0.22%	11
09	長井市	3,294	-3.03%	3,217	-2.34%	3,110	-3.33%	3,089	-0.68%	3,076	-0.42%	12
10	天童市	7,896	-3.08%	7,708	-2.38%	7,582	-1.63%	7,523	-0.78%	7,442	-1.08%	5
11	東根市	5,599	-2.27%	5,472	-2.27%	5,483	0.20%	5,448	-0.64%	5,430	-0.33%	6
12	尾花沢市	2,452	-2.89%	2,405	-1.92%	2,352	-2.20%	2,302	-2.13%	2,264	-1.65%	17
13	南陽市	3,993	-3.01%	3,930	-1.58%	3,873	-1.45%	3,848	-0.65%	3,860	0.31%	10
14	中山町	1,443	-2.76%	1,410	-2.29%	1,371	-2.77%	1,363	-0.58%	1,367	0.29%	22
15	山辺町	1,737	-1.81%	1,753	0.92%	1,735	-1.03%	1,738	0.17%	1,735	-0.17%	21
16	大江町	1,153	0.52%	1,168	1.30%	1,119	-4.20%	1,099	-1.79%	1,103	0.36%	24
17	朝日町	1,112	-3.14%	1,087	-2.25%	1,072	-1.38%	1,056	-1.49%	1,036	-1.89%	25
18	西川町	769	-2.29%	736	-4.29%	710	-3.53%	710	0.00%	713	0.42%	31
19	河北町	2,383	-2.66%	2,350	-1.38%	2,302	-2.04%	2,300	-0.09%	2,294	-0.26%	16
20	大石田町	999	-2.35%	982	-1.70%	960	-2.24%	965	0.52%	960	-0.52%	26
21	舟形町	800	-3.61%	763	-4.63%	739	-3.15%	745	0.81%	728	-2.28%	30
22	大蔵村	468	-6.21%	453	-3.21%	430	-5.08%	416	-3.26%	419	0.72%	32
27	最上町	1,294	-5.41%	1,251	-3.32%	1,223	-2.24%	1,218	-0.41%	1,210	-0.66%	23
28	高畠町	3,015	-2.30%	2,956	-1.96%	2,894	-2.10%	2,875	-0.66%	2,862	-0.45%	14
29	川西町	2,118	-2.44%	2,091	-1.27%	2,071	-0.96%	2,051	-0.97%	2,042	-0.44%	18
30	白鷹町	1,912	-2.30%	1,869	-2.25%	1,829	-2.14%	1,811	-0.98%	1,795	-0.88%	20
31	飯豊町	952	-0.83%	927	-2.63%	926	-0.11%	938	1.30%	930	-0.85%	28
32	小国町	1,018	-3.51%	977	-4.03%	969	-0.82%	957	-1.24%	935	-2.30%	27
36	三川町	940	-3.69%	903	-3.94%	892	-1.22%	892	0.00%	901	1.01%	29
44	遊佐町	2,138	-2.77%	2,076	-2.90%	2,037	-1.88%	2,014	-1.13%	2,028	0.70%	19
45	庄内町	3,051	-3.88%	2,950	-3.31%	2,873	-2.61%	2,828	-1.57%	2,822	-0.21%	15
46	最上地区広域連合	3,181	-5.16%	3,073	-3.40%	2,990	-2.70%	2,920	-2.34%	2,873	-1.61%	13
市町村計		144,564	-3.29%	141,046	-2.43%	138,135	-2.06%	137,070	-0.77%	136,114	-0.70%	-

※資料：「国民健康保険事業年報」

3 年齢階級別被保険者数（令和3年9月30日現在・全被保険者）

保 険 者 番 号	市町村名	計 (人)	0~19歳		20~64歳		(人)	65~74歳	
			(人)	被保険者に占 める割合 (%)	(人)	被保険者に占 める割合 (%)		被保険者に占 める割合 (%)	県内順位 (被保険者に占 める65~74歳の 割合)
01	山形市	43,740	2,965	6.78%	17,883	40.88%	22,892	52.34%	26
02	米沢市	14,330	900	6.28%	5,715	39.88%	7,715	53.84%	20
03	鶴岡市	25,917	1,746	6.74%	10,240	39.51%	13,931	53.75%	21
04	酒田市	21,346	1,229	5.76%	8,063	37.77%	12,054	56.47%	7
05	新庄市	7,214	617	8.55%	3,064	42.47%	3,533	48.97%	32
06	寒河江市	7,686	551	7.17%	2,991	38.91%	4,144	53.92%	19
07	上山市	6,746	446	6.61%	2,570	38.10%	3,730	55.29%	14
08	村山市	5,292	372	7.03%	1,937	36.60%	2,983	56.37%	8
09	長井市	4,886	384	7.86%	1,848	37.82%	2,654	54.32%	18
10	天童市	12,104	923	7.63%	4,736	39.13%	6,445	53.25%	23
11	東根市	9,137	770	8.43%	3,841	42.04%	4,526	49.53%	31
12	尾花沢市	3,873	311	8.03%	1,521	39.27%	2,041	52.70%	25
13	南陽市	6,202	462	7.45%	2,566	41.37%	3,174	51.18%	29
14	中山町	2,194	111	5.06%	751	34.23%	1,332	60.71%	3
15	山辺町	2,736	141	5.15%	1,040	38.01%	1,555	56.83%	6
16	大江町	1,815	112	6.17%	690	38.02%	1,013	55.81%	12
17	朝日町	1,772	135	7.62%	732	41.31%	905	51.07%	30
18	西川町	1,086	24	2.21%	362	33.33%	700	64.46%	1
19	河北町	3,756	259	6.90%	1,396	37.17%	2,101	55.94%	11
20	大石田町	1,629	118	7.24%	637	39.10%	874	53.65%	22
21	舟形町	1,205	83	6.89%	463	38.42%	659	54.69%	15
22	大蔵村	690	43	6.23%	293	42.46%	354	51.30%	28
27	最上町	2,021	132	6.53%	786	38.89%	1,103	54.58%	16
28	高畠町	4,767	360	7.55%	1,879	39.42%	2,528	53.03%	24
29	川西町	3,301	207	6.27%	1,257	38.08%	1,837	55.65%	13
30	白鷹町	2,781	161	5.79%	989	35.56%	1,631	58.65%	4
31	飯豊町	1,482	102	6.88%	548	36.98%	832	56.14%	10
32	小国町	1,333	51	3.83%	430	32.26%	852	63.92%	2
36	三川町	1,512	128	8.47%	560	37.04%	824	54.50%	17
44	遊佐町	3,200	161	5.03%	1,210	37.81%	1,829	57.16%	5
45	庄内町	4,535	288	6.35%	1,692	37.31%	2,555	56.34%	9
46	最上地区広域連合	4,765	347	7.28%	1,956	41.05%	2,462	51.67%	27
市町村計		215,053	14,639	6.81%	84,646	39.36%	115,768	53.83%	-
全国		25,969,061	2,239,893	8.63%	11,911,019	45.87%	11,818,149	45.51%	-

※資料：「国民健康保険実態調査」（厚生労働省）

4 市町村別 1人当たり医療費

保 険 者 番 号	市町村名	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		
		(円)	対前年度 増減率 (%)	県内 順位								
01	山形市	395,557	3.38%	399,787	1.07%	412,455	3.17%	399,432	-3.16%	429,602	7.55%	12
02	米沢市	390,599	3.18%	394,738	1.06%	425,445	7.78%	414,500	-2.57%	460,224	11.03%	4
03	鶴岡市	359,461	4.80%	361,102	0.46%	374,797	3.79%	374,453	-0.09%	395,932	5.74%	22
04	酒田市	386,030	6.59%	387,352	0.34%	392,137	1.24%	385,829	-1.61%	412,157	6.82%	18
05	新庄市	326,068	4.21%	339,568	4.14%	334,702	-1.43%	348,577	4.15%	374,131	7.33%	30
06	寒河江市	381,480	5.62%	395,028	3.55%	402,723	1.95%	387,931	-3.67%	419,701	8.19%	15
07	上山市	388,108	-1.97%	407,849	5.09%	411,335	0.85%	416,849	1.34%	439,332	5.39%	9
08	村山市	392,405	9.21%	403,296	2.78%	416,934	3.38%	410,595	-1.52%	448,513	9.23%	6
09	長井市	359,825	4.74%	365,225	1.50%	367,324	0.57%	369,114	0.49%	388,932	5.37%	26
10	天童市	379,156	-0.85%	389,224	2.66%	401,795	3.23%	391,678	-2.52%	414,546	5.84%	16
11	東根市	368,280	2.34%	388,854	5.59%	394,629	1.49%	376,683	-4.55%	388,393	3.11%	27
12	尾花沢市	377,983	4.89%	391,264	3.51%	398,474	1.84%	384,739	-3.45%	412,506	7.22%	17
13	南陽市	386,753	-3.13%	415,350	7.39%	413,581	-0.43%	391,725	-5.28%	420,305	7.30%	14
14	中山町	412,367	13.03%	412,270	-0.02%	432,371	4.88%	410,483	-5.06%	409,299	-0.29%	19
15	山辺町	431,240	9.11%	423,722	-1.74%	446,461	5.37%	426,275	-4.52%	425,823	-0.11%	13
16	大江町	326,245	0.47%	356,970	9.42%	352,039	-1.38%	363,575	3.28%	389,591	7.16%	25
17	朝日町	357,166	-2.31%	346,900	-2.87%	352,005	1.47%	353,167	0.33%	356,858	1.05%	32
18	西川町	370,536	-3.41%	397,276	7.22%	409,361	3.04%	481,363	17.59%	486,557	1.08%	2
19	河北町	381,629	-0.98%	381,722	0.02%	392,276	2.76%	399,413	1.82%	451,342	13.00%	5
20	大石田町	373,180	0.64%	357,849	-4.11%	386,148	7.91%	404,008	4.63%	394,608	-2.33%	23
21	舟形町	358,254	10.71%	345,230	-3.64%	403,971	17.02%	357,722	-11.45%	387,840	8.42%	28
22	大蔵村	391,690	10.49%	388,180	-0.90%	422,546	8.85%	517,977	22.58%	491,406	-5.13%	1
27	最上町	347,496	0.29%	342,567	-1.42%	384,247	12.17%	385,008	0.20%	443,096	15.09%	7
28	高畠町	396,037	4.47%	399,587	0.90%	406,076	1.62%	416,811	2.64%	434,257	4.19%	11
29	川西町	399,640	1.09%	406,404	1.69%	430,901	6.03%	439,290	1.95%	471,297	7.29%	3
30	白鷹町	417,967	3.03%	401,621	-3.91%	411,449	2.45%	406,045	-1.31%	436,790	7.57%	10
31	飯豊町	371,291	5.31%	371,921	0.17%	366,401	-1.48%	380,134	3.75%	440,565	15.90%	8
32	小国町	402,766	-1.19%	447,167	11.02%	384,272	-14.07%	395,133	2.83%	399,616	1.13%	21
36	三川町	326,908	1.53%	329,158	0.69%	368,227	11.87%	335,104	-9.00%	377,111	12.54%	29
44	遊佐町	360,752	-2.48%	363,861	0.86%	387,863	6.60%	363,131	-6.38%	404,167	11.30%	20
45	庄内町	374,134	0.03%	368,220	-1.58%	360,174	-2.19%	395,329	9.76%	391,173	-1.05%	24
46	最上地区広域連合	329,260	-1.40%	345,991	5.08%	349,259	0.94%	347,739	-0.44%	373,868	7.51%	31
市町村平均		378,970	3.18%	385,433	1.71%	396,394	2.84%	391,088	-1.34%	417,545	6.76%	-

※資料：「国民健康保険事業年報」

5 市町村別 1人当たり所得

保険者番号	市町村名	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		
		(円)	対前年度 増減率 (%)	県内 順位								
01	山形市	614,676	2.92%	620,263	0.91%	628,606	1.35%	649,347	3.30%	634,859	-2.23%	3
02	米沢市	507,583	-4.07%	519,037	2.26%	523,137	0.79%	531,872	1.67%	476,268	-10.45%	30
03	鶴岡市	585,868	2.05%	567,718	-3.10%	590,777	4.06%	605,644	2.52%	590,841	-2.44%	10
04	酒田市	538,721	7.70%	514,809	-4.44%	512,709	-0.41%	529,107	3.20%	531,318	0.42%	21
05	新庄市	583,482	-0.57%	573,768	-1.66%	616,744	7.49%	628,417	1.89%	599,399	-4.62%	8
06	寒河江市	565,892	3.92%	602,102	6.40%	565,938	-6.01%	561,869	-0.72%	555,480	-1.14%	16
07	上山市	570,115	18.36%	494,701	-13.23%	502,159	1.51%	517,790	3.11%	515,928	-0.36%	25
08	村山市	565,600	4.32%	547,875	-3.13%	542,325	-1.01%	532,086	-1.89%	486,077	-8.65%	29
09	長井市	547,001	1.44%	552,757	1.05%	543,235	-1.72%	558,796	2.86%	540,876	-3.21%	20
10	天童市	590,752	4.81%	576,032	-2.49%	569,399	-1.15%	597,686	4.97%	585,701	-2.01%	12
11	東根市	577,439	-0.97%	575,685	-0.30%	717,661	24.66%	618,354	-13.84%	630,381	1.95%	4
12	尾花沢市	660,898	2.55%	632,836	-4.25%	662,698	4.72%	646,965	-2.37%	613,583	-5.16%	7
13	南陽市	570,661	9.59%	512,217	-10.24%	513,730	0.30%	548,000	6.67%	543,817	-0.76%	19
14	中山町	528,356	3.05%	528,255	-0.02%	510,127	-3.43%	528,603	3.62%	497,524	-5.88%	27
15	山辺町	510,113	-2.02%	509,055	-0.21%	502,213	-1.34%	487,505	-2.93%	490,480	0.61%	28
16	大江町	545,213	9.70%	493,144	-9.55%	498,084	1.00%	528,954	6.20%	509,679	-3.64%	26
17	朝日町	571,501	14.30%	555,832	-2.74%	503,321	-9.45%	556,625	10.59%	579,369	4.09%	13
18	西川町	446,047	-8.42%	476,452	6.82%	492,223	3.31%	470,543	-4.40%	448,290	-4.73%	31
19	河北町	545,665	3.04%	564,985	3.54%	558,546	-1.14%	546,206	-2.21%	529,968	-2.97%	22
20	大石田町	657,778	3.58%	680,081	3.39%	657,140	-3.37%	627,028	-4.58%	564,893	-9.91%	14
21	舟形町	576,917	-6.12%	603,716	4.65%	602,041	-0.28%	611,801	1.62%	624,593	2.09%	6
22	大蔵村	697,868	5.56%	648,059	-7.14%	747,798	15.39%	617,586	-17.41%	675,349	9.35%	2
27	最上町	605,006	2.94%	587,189	-2.94%	629,820	7.26%	608,417	-3.40%	628,719	3.34%	5
28	高畠町	535,620	2.07%	519,687	-2.97%	522,893	0.62%	545,908	4.40%	552,566	1.22%	17
29	川西町	608,750	8.83%	581,648	-4.45%	616,473	5.99%	583,463	-5.35%	529,184	-9.30%	23
30	白鷹町	544,336	4.85%	555,101	1.98%	518,515	-6.59%	516,878	-0.32%	521,718	0.94%	24
31	飯豊町	585,913	3.75%	508,117	-13.28%	527,157	3.75%	515,761	-2.16%	564,639	9.48%	15
32	小国町	417,357	-6.38%	436,557	4.60%	448,573	2.75%	451,283	0.60%	426,416	-5.51%	32
36	三川町	722,539	14.77%	706,110	-2.27%	665,994	-5.68%	743,150	11.59%	697,358	-6.16%	1
44	遊佐町	618,634	17.44%	581,134	-6.06%	534,958	-7.95%	559,242	4.54%	551,747	-1.34%	18
45	庄内町	606,131	18.58%	581,915	-4.00%	573,496	-1.45%	633,458	10.46%	594,558	-6.14%	9
46	最上地区広域連合	634,430	14.45%	601,457	-5.20%	601,326	-0.02%	595,865	-0.91%	588,656	-1.21%	11
市町村平均		578,183	4.12%	567,829	-1.79%	577,595	1.72%	586,235	1.50%	571,792	-2.46%	-

※資料：「国民健康保険実態調査」（厚生労働省）

※平成29年度以前の1人当たり所得は一般・退職の合計、平成30年度以降の1人当たり所得は一般分のみの額となる。

6 市町村別 1人当たり保険税（料）

保 険 者 番 号	市町村名	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		
		(円)	対前年度 増減率 (%)	県内 順位								
01	山形市	116,765	0.62%	117,692	0.79%	118,982	1.10%	121,338	1.98%	119,215	-1.75%	8
02	米沢市	121,523	15.22%	117,191	-3.56%	118,520	1.13%	114,757	-3.17%	113,197	-1.36%	12
03	鶴岡市	132,879	1.17%	120,455	-9.35%	122,119	1.38%	125,883	3.08%	122,219	-2.91%	5
04	酒田市	121,318	3.09%	111,413	-8.16%	111,689	0.25%	103,082	-7.71%	96,546	-6.34%	30
05	新庄市	141,900	1.26%	109,446	-22.87%	112,141	2.46%	114,297	1.92%	105,986	-7.27%	19
06	寒河江市	137,280	2.68%	108,847	-20.71%	109,579	0.67%	109,442	-0.13%	108,557	-0.81%	17
07	上山市	117,584	3.01%	109,104	-7.21%	108,350	-0.69%	109,608	1.16%	109,689	0.07%	15
08	村山市	127,237	0.45%	110,842	-12.89%	111,106	0.24%	107,167	-3.55%	103,745	-3.19%	22
09	長井市	109,913	1.20%	107,590	-2.11%	108,442	0.79%	120,839	11.43%	119,623	-1.01%	7
10	天童市	122,637	2.44%	113,308	-7.61%	112,650	-0.58%	113,978	1.18%	114,711	0.64%	11
11	東根市	126,052	1.40%	120,498	-4.41%	121,677	0.98%	129,130	6.13%	129,662	0.41%	2
12	尾花沢市	141,500	2.57%	131,330	-7.19%	134,619	2.50%	134,848	0.17%	129,756	-3.78%	1
13	南陽市	122,016	1.18%	107,090	-12.23%	107,235	0.14%	111,299	3.79%	110,774	-0.47%	14
14	中山町	111,274	0.16%	109,445	-1.64%	109,300	-0.13%	118,654	8.56%	118,062	-0.50%	9
15	山辺町	117,478	1.04%	103,460	-11.93%	103,996	0.52%	102,226	-1.70%	101,125	-1.08%	27
16	大江町	108,473	3.16%	91,898	-15.28%	90,803	-1.19%	87,767	-3.34%	93,977	7.08%	31
17	朝日町	117,590	5.64%	80,226	-31.77%	77,256	-3.70%	81,229	5.14%	100,502	23.73%	28
18	西川町	102,757	4.30%	109,000	6.08%	106,518	-2.28%	81,609	-23.38%	102,528	25.63%	24
19	河北町	130,929	2.00%	107,918	-17.58%	106,485	-1.33%	106,100	-0.36%	106,299	0.19%	18
20	大石田町	158,861	3.67%	145,602	-8.35%	125,875	-13.55%	111,921	-11.09%	104,551	-6.59%	21
21	舟形町	135,931	-5.12%	132,747	-2.34%	137,351	3.47%	132,678	-3.40%	123,422	-6.98%	3
22	大蔵村	158,229	2.98%	144,338	-8.78%	157,153	8.88%	142,807	-9.13%	120,642	-15.52%	6
27	最上町	112,720	2.47%	114,823	1.87%	115,723	0.78%	116,984	1.09%	116,613	-0.32%	10
28	高畠町	120,845	0.90%	95,998	-20.56%	96,489	0.51%	100,083	3.72%	98,864	-1.22%	29
29	川西町	122,768	3.32%	110,227	-10.22%	109,975	-0.23%	116,589	6.01%	102,126	-12.41%	25
30	白鷹町	106,714	0.64%	95,200	-10.79%	93,070	-2.24%	91,925	-1.23%	101,452	10.36%	26
31	飯豊町	91,512	2.48%	86,575	-5.39%	100,000	15.51%	100,743	0.74%	102,769	2.01%	23
32	小国町	77,913	-0.21%	78,451	0.69%	79,994	1.97%	81,002	1.26%	87,164	7.61%	32
36	三川町	115,983	6.03%	118,456	2.13%	114,700	-3.17%	126,068	9.91%	108,942	-13.58%	16
44	遊佐町	116,333	8.12%	113,703	-2.26%	109,753	-3.47%	110,731	0.89%	104,968	-5.20%	20
45	庄内町	125,048	18.33%	124,640	-0.33%	125,321	0.55%	119,847	-4.37%	122,481	2.20%	4
46	最上地区広域連合	120,129	5.15%	110,379	-8.12%	112,732	2.13%	111,341	-1.23%	113,043	1.53%	13
市町村平均		122,787	2.84%	113,682	-7.42%	114,142	0.40%	114,648	0.44%	112,761	-1.65%	-

※資料：「国民健康保険事業実施状況報告」

7 市町村別国民健康保険税（料）収納率（現年度分・全被保険者）

保 険 者 番 号	市町村名	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		
		全体 (%)	対前 年度 比較	県内 順位								
01	山形市	91.68	0.56	91.98	0.30	92.07	0.09	92.70	0.63	92.89	0.19	32
02	米沢市	94.14	0.59	94.55	0.41	94.60	0.05	95.36	0.76	95.63	0.27	30
03	鶴岡市	93.57	0.68	93.92	0.35	94.45	0.53	95.51	1.06	96.01	0.50	28
04	酒田市	94.64	1.15	94.91	0.27	94.99	0.08	95.97	0.98	96.20	0.23	27
05	新庄市	94.61	-0.10	95.17	0.56	95.01	-0.16	96.24	1.23	97.19	0.95	21
06	寒河江市	92.06	-0.08	92.81	0.75	94.02	1.21	94.44	0.42	94.29	-0.15	31
07	上山市	94.47	-0.52	94.89	0.42	94.95	0.06	96.22	1.27	96.87	0.65	24
08	村山市	96.38	0.16	96.40	0.02	97.20	0.80	96.95	-0.25	97.18	0.23	22
09	長井市	98.06	-0.27	98.19	0.13	97.84	-0.35	97.83	-0.01	98.07	0.24	8
10	天童市	92.98	0.96	94.56	1.58	94.50	-0.06	95.37	0.87	96.00	0.63	29
11	東根市	97.04	-0.14	97.42	0.38	97.04	-0.38	97.31	0.27	97.69	0.38	13
12	尾花沢市	95.90	0.31	95.75	-0.15	96.21	0.46	96.55	0.34	97.53	0.98	19
13	南陽市	96.89	-0.51	96.38	-0.51	96.45	0.07	96.47	0.02	96.90	0.43	23
14	中山町	95.29	-0.64	95.84	0.55	95.49	-0.35	96.58	1.09	97.53	0.95	19
15	山辺町	95.18	-0.05	96.19	1.01	96.46	0.27	97.99	1.53	97.68	-0.31	14
16	大江町	97.65	0.54	97.60	-0.05	97.58	-0.02	97.43	-0.15	98.35	0.92	6
17	朝日町	96.57	-0.88	97.01	0.44	98.67	1.66	98.71	0.04	98.45	-0.26	4
18	西川町	99.41	-0.37	99.25	-0.16	98.74	-0.51	99.16	0.42	99.37	0.21	2
19	河北町	96.99	0.32	97.30	0.31	96.89	-0.41	97.59	0.70	97.77	0.18	12
20	大石田町	96.74	-0.36	96.39	-0.35	97.18	0.79	97.58	0.40	96.73	-0.85	25
21	舟形町	98.00	-0.32	99.61	1.61	99.67	0.06	99.45	-0.22	99.87	0.42	1
22	大蔵村	95.85	1.86	96.94	1.09	96.02	-0.92	97.61	1.59	98.26	0.65	7
27	最上町	98.66	0.03	98.67	0.01	98.68	0.01	98.82	0.14	98.83	0.01	3
28	高畠町	95.00	1.18	95.79	0.79	95.22	-0.57	96.86	1.64	97.59	0.73	16
29	川西町	95.01	0.55	95.48	0.47	96.12	0.64	96.66	0.54	97.55	0.89	18
30	白鷹町	96.95	-0.13	96.44	-0.51	95.74	-0.70	96.10	0.36	97.90	1.80	11
31	飯豊町	97.11	0.41	96.64	-0.47	97.21	0.57	97.39	0.18	97.67	0.28	15
32	小国町	98.03	0.82	96.98	-1.05	96.28	-0.70	98.57	2.29	97.94	-0.63	10
36	三川町	96.71	0.46	97.15	0.44	98.66	1.51	98.49	-0.17	98.39	-0.10	5
44	遊佐町	96.55	-0.21	97.39	0.84	96.66	-0.73	96.78	0.12	97.57	0.79	17
45	庄内町	96.74	0.22	96.94	0.20	97.36	0.42	98.10	0.74	98.02	-0.08	9
46	最上地区広域連合	94.95	1.00	95.02	0.07	95.17	0.15	95.69	0.52	96.22	0.53	26
市町村平均		94.35	0.44	94.68	0.33	94.82	0.14	95.52	0.70	95.87	0.35	-
前年度より低下した 保険者数		14市町村		8市町村		13市町村		5市町村		7市町村		
全国平均		92.45	0.53	92.85	0.40	92.92	0.07	93.69	0.77	94.24	0.55	-

※資料：「国民健康保険事業年報」

8 市町村別国民健康保険税（料）収納率（過年度分・全被保険者）

保険者番号	市町村名	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		
		全体(%)	対前年度比較	全体(%)	対前年度比較	全体(%)	対前年度比較	全体(%)	対前年度比較	全体(%)	対前年度比較	県内順位
01	山形市	20.01	1.83	21.59	1.58	18.97	-2.62	18.17	-0.80	15.97	-2.20	21
02	米沢市	14.88	1.79	12.52	-2.36	10.97	-1.55	14.79	3.82	14.24	-0.55	25
03	鶴岡市	18.50	0.52	18.50	0.00	16.18	-2.32	18.18	2.00	15.42	-2.76	23
04	酒田市	21.38	3.69	22.79	1.41	23.61	0.82	25.58	1.97	25.42	-0.16	6
05	新庄市	15.78	1.95	18.91	3.13	14.42	-4.49	16.25	1.83	17.88	1.63	18
06	寒河江市	15.92	-0.90	15.86	-0.06	16.08	0.22	13.73	-2.35	16.41	2.68	20
07	上山市	18.39	1.00	22.27	3.88	19.69	-2.58	21.93	2.24	20.11	-1.82	12
08	村山市	15.36	1.00	12.24	-3.12	11.64	-0.60	9.69	-1.95	9.84	0.15	31
09	長井市	18.72	4.15	16.00	-2.72	17.92	1.92	19.36	1.44	20.92	1.56	11
10	天童市	15.10	-1.44	16.59	1.49	15.82	-0.77	15.63	-0.19	13.64	-1.99	26
11	東根市	16.37	-0.87	12.34	-4.03	12.62	0.28	16.47	3.85	12.53	-3.94	29
12	尾花沢市	13.96	0.23	17.98	4.02	19.85	1.87	17.53	-2.32	18.09	0.56	17
13	南陽市	11.30	-4.26	12.20	0.90	8.58	-3.62	11.23	2.65	12.33	1.10	30
14	中山町	14.32	-5.47	14.14	-0.18	18.68	4.54	22.68	4.00	18.95	-3.73	16
15	山辺町	16.23	1.02	19.42	3.19	18.55	-0.87	26.29	7.74	22.47	-3.82	9
16	大江町	31.19	5.16	27.38	-3.81	27.51	0.13	20.80	-6.71	21.92	1.12	10
17	朝日町	28.08	-9.24	37.90	9.82	31.97	-5.93	31.65	-0.32	33.10	1.45	2
18	西川町	5.90	2.31	19.13	13.23	16.47	-2.66	29.12	12.65	20.04	-9.08	13
19	河北町	15.67	-1.90	15.18	-0.49	16.52	1.34	26.92	10.40	25.96	-0.96	4
20	大石田町	16.91	-5.16	15.89	-1.02	11.68	-4.21	17.95	6.27	16.47	-1.48	19
21	舟形町	26.03	4.34	22.55	-3.48	20.88	-1.67	35.48	14.60	25.10	-10.38	7
22	大蔵村	11.22	0.75	10.14	-1.08	12.96	2.82	16.54	3.58	13.04	-3.50	28
27	最上町	22.40	7.85	26.75	4.35	26.84	0.09	32.20	5.36	34.27	2.07	1
28	高畠町	12.73	1.68	15.11	2.38	19.76	4.65	19.82	0.06	19.28	-0.54	15
29	川西町	10.91	-0.69	7.84	-3.07	9.34	1.50	15.20	5.86	13.28	-1.92	27
30	白鷹町	16.20	4.38	17.47	1.27	14.69	-2.78	17.37	2.68	19.98	2.61	14
31	飯豊町	21.10	3.70	26.08	4.98	21.49	-4.59	19.56	-1.93	24.57	5.01	8
32	小国町	5.20	1.38	5.15	-0.05	4.16	-0.99	8.46	4.30	7.07	-1.39	32
36	三川町	35.53	-1.35	38.72	3.19	33.79	-4.93	24.77	-9.02	28.40	3.63	3
44	遊佐町	14.97	-3.45	11.72	-3.25	14.06	2.34	13.58	-0.48	14.53	0.95	24
45	庄内町	18.94	-2.93	17.32	-1.62	19.06	1.74	27.34	8.28	25.90	-1.44	5
46	最上地区広域連合	15.58	2.82	14.17	-1.41	16.41	2.24	20.39	3.98	15.67	-4.72	22
市町村平均		17.57	1.05	17.91	0.34	16.72	-1.19	18.07	1.35	16.62	-1.45	-

※資料：「国民健康保険事業年報」

9 市町村別算定方式・賦課割合（医療分・令和3年度）

保険者番号	市町村名	算定方式	賦課限度額	応能割（単位:%）		応益割（単位:%）			
				所得割額	資産割額	均等割額	平等割額		
01	山形市	3方式	63万円	60.61	60.61	—	39.39	22.80	16.59
02	米沢市	3方式	63万円	49.41	49.41	—	50.59	29.91	20.68
03	鶴岡市	3方式	63万円	54.80	54.80	—	45.20	30.33	14.87
04	酒田市	3方式	63万円	52.01	52.01	—	47.99	32.56	15.43
05	新庄市	3方式	63万円	51.04	51.04	—	48.96	34.04	14.92
06	寒河江市	3方式	63万円	54.46	54.46	—	45.54	31.12	14.42
07	上山市	3方式	63万円	50.72	50.72	—	49.28	34.28	15.00
08	村山市	3方式	63万円	47.85	47.85	—	52.15	31.16	20.99
09	長井市	3方式	63万円	51.42	51.42	—	48.58	33.30	15.28
10	天童市	3方式	63万円	51.17	51.17	—	48.83	34.01	14.82
11	東根市	3方式	63万円	56.63	56.63	—	43.37	28.62	14.75
12	尾花沢市	3方式	63万円	54.81	54.81	—	45.19	28.91	16.28
13	南陽市	3方式	63万円	53.77	53.77	—	46.23	31.32	14.91
14	中山町	3方式	63万円	45.93	45.93	—	54.07	37.93	16.14
15	山辺町	3方式	63万円	49.48	49.48	—	50.52	29.93	20.59
16	大江町	3方式	63万円	46.85	46.85	—	53.15	36.90	16.25
17	朝日町	3方式	63万円	51.98	51.98	—	48.02	33.32	14.70
18	西川町	3方式	63万円	47.85	47.85	—	52.15	39.38	12.77
19	河北町	3方式	63万円	47.89	47.89	—	52.11	36.33	15.78
20	大石田町	3方式	63万円	48.49	48.49	—	51.51	36.81	14.70
21	舟形町	3方式	63万円	54.17	54.17	—	45.83	29.95	15.88
22	大蔵村	3方式	63万円	60.68	60.68	—	39.32	23.63	15.69
27	最上町	4方式	63万円	57.73	51.09	6.64	42.27	27.85	14.42
28	高畠町	3方式	63万円	50.87	50.87	—	49.13	32.76	16.37
29	川西町	3方式	63万円	48.33	48.33	—	51.67	29.98	21.69
30	白鷹町	3方式	63万円	47.27	47.27	—	52.73	36.53	16.20
31	飯豊町	4方式	63万円	48.27	42.88	5.39	51.73	34.85	16.88
32	小国町	4方式	63万円	52.05	42.52	9.53	47.95	31.98	15.97
36	三川町	3方式	63万円	52.82	52.82	—	47.18	30.36	16.82
44	遊佐町	3方式	63万円	50.36	50.36	—	49.64	33.54	16.10
45	庄内町	3方式	63万円	51.59	51.59	—	48.41	34.23	14.18
46	最上地区広域連合	3方式	63万円	51.71	51.71	—	48.29	30.11	18.18
市町村平均		—	—	54.33	54.19	0.14	45.67	29.44	16.23

※資料：「国民健康保険事業年報」

10 市町村別算定方式・賦課割合（後期高齢者支援分・令和3年度）

保険者番号	市町村名	算定方式	賦課限度額	応能割（単位:%）		応益割（単位:%）		
				所得割額	資産割額	均等割額	平等割額	
01	山形市	3方式	19万円	60.10	60.10	—	39.90	22.43
02	米沢市	3方式	19万円	48.75	48.75	—	51.25	29.90
03	鶴岡市	3方式	19万円	55.84	55.84	—	44.16	29.07
04	酒田市	3方式	19万円	51.24	51.24	—	48.76	33.08
05	新庄市	3方式	19万円	51.62	51.62	—	48.38	33.62
06	寒河江市	3方式	19万円	53.71	53.71	—	46.29	31.69
07	上山市	2方式	19万円	56.45	56.45	—	43.55	43.55
08	村山市	3方式	19万円	52.55	52.55	—	47.45	30.63
09	長井市	3方式	19万円	51.66	51.66	—	48.34	33.24
10	天童市	3方式	19万円	49.78	49.78	—	50.22	35.27
11	東根市	3方式	19万円	64.08	64.08	—	35.92	22.06
12	尾花沢市	3方式	19万円	55.36	55.36	—	44.64	30.17
13	南陽市	3方式	19万円	52.23	52.23	—	47.77	32.61
14	中山町	3方式	19万円	47.87	47.87	—	52.13	36.48
15	山辺町	3方式	19万円	54.66	54.66	—	45.34	27.44
16	大江町	3方式	19万円	46.81	46.81	—	53.19	37.59
17	朝日町	3方式	19万円	53.03	53.03	—	46.97	32.57
18	西川町	3方式	19万円	47.97	47.97	—	52.03	38.17
19	河北町	3方式	19万円	47.91	47.91	—	52.09	36.35
20	大石田町	3方式	19万円	49.63	49.63	—	50.37	36.26
21	舟形町	3方式	19万円	55.16	55.16	—	44.84	27.62
22	大蔵村	3方式	19万円	61.80	61.80	—	38.20	22.97
27	最上町	4方式	19万円	56.31	49.60	6.71	43.69	28.61
28	高畠町	3方式	19万円	50.70	50.70	—	49.30	34.21
29	川西町	3方式	19万円	48.48	48.48	—	51.52	33.42
30	白鷹町	3方式	19万円	46.26	46.26	—	53.74	37.48
31	飯豊町	4方式	19万円	48.94	44.39	4.55	51.06	35.12
32	小国町	4方式	19万円	51.65	41.91	9.74	48.35	32.61
36	三川町	3方式	19万円	56.79	56.79	—	43.21	28.81
44	遊佐町	3方式	19万円	51.77	51.77	—	48.23	32.57
45	庄内町	3方式	19万円	51.17	51.17	—	48.83	33.31
46	最上地区広域連合	3方式	19万円	52.00	52.00	—	48.00	30.16
市町村平均		—	—	54.50	54.36	0.14	45.50	29.63
								15.87

※資料：「国民健康保険事業年報」

11 市町村別算定方式・賦課割合（介護分・令和3年度）

保 険 者 番 号	市町村名	算定方式	賦課限度額	応能割（単位:%）		応益割（単位:%）		
				所得割額	資産割額	均等割額	平等割額	
01	山形市	2方式	17万円	53.67	53.67	—	46.33	46.33
02	米沢市	3方式	17万円	50.04	50.04	—	49.96	30.46
03	鶴岡市	3方式	17万円	55.78	55.78	—	44.22	29.96
04	酒田市	3方式	17万円	50.60	50.60	—	49.40	33.69
05	新庄市	3方式	17万円	51.19	51.19	—	48.81	27.34
06	寒河江市	3方式	17万円	50.74	50.74	—	49.26	34.10
07	上山市	2方式	17万円	55.37	55.37	—	44.63	44.63
08	村山市	3方式	17万円	43.99	43.99	—	56.01	30.56
09	長井市	3方式	17万円	54.07	54.07	—	45.93	32.43
10	天童市	3方式	17万円	49.17	49.17	—	50.83	34.48
11	東根市	3方式	17万円	65.32	65.32	—	34.68	23.03
12	尾花沢市	3方式	17万円	51.60	51.60	—	48.40	31.82
13	南陽市	3方式	17万円	57.13	57.13	—	42.87	29.62
14	中山町	3方式	17万円	47.49	47.49	—	52.51	37.56
15	山辺町	3方式	17万円	79.66	79.66	—	20.34	4.13
16	大江町	3方式	17万円	47.57	47.57	—	52.43	37.66
17	朝日町	3方式	17万円	52.38	52.38	—	47.62	32.96
18	西川町	3方式	17万円	49.75	49.75	—	50.25	34.84
19	河北町	3方式	17万円	47.78	47.78	—	52.22	37.32
20	大石田町	3方式	17万円	47.93	47.93	—	52.07	36.71
21	舟形町	3方式	17万円	59.88	59.88	—	40.12	24.77
22	大蔵村	3方式	17万円	62.00	62.00	—	38.00	22.55
27	最上町	4方式	17万円	51.87	47.90	3.97	48.13	31.56
28	高畠町	3方式	17万円	52.59	52.59	—	47.41	33.38
29	川西町	3方式	17万円	48.56	48.56	—	51.44	36.11
30	白鷹町	3方式	17万円	48.93	48.93	—	51.07	35.55
31	飯豊町	4方式	17万円	47.31	42.97	4.34	52.69	36.87
32	小国町	4方式	17万円	47.30	40.32	6.98	52.70	35.35
36	三川町	3方式	17万円	52.37	52.37	—	47.63	31.93
44	遊佐町	3方式	17万円	51.05	51.05	—	48.95	33.07
45	庄内町	3方式	17万円	51.37	51.37	—	48.63	34.39
46	最上地区広域連合	3方式	17万円	52.19	52.19	—	47.81	30.29
市町村平均		—	—	53.39	53.31	0.08	46.61	34.69
								11.92

※資料：「国民健康保険事業年報」

12 市町村別保険給付の点検の状況（令和3年度）

保 険 者 番 号	市町村名	レセプト点検		交通事故に係る第三者行為求償実績		柔道整復療養費についての患者調査の実施状況（実施=○、未実施=-）
		一人当たり財政効果額（円）	財政効果率（%）	調定件数	調定額（千円）	
01	山形市	1,957	0.54	33	11,695	○
02	米沢市	2,404	0.71	17	6,954	-
03	鶴岡市	2,262	0.68	19	7,693	-
04	酒田市	2,185	0.63	11	1,739	○
05	新庄市	2,459	0.78	5	3,902	-
06	寒河江市	7,065	1.97	5	4,756	-
07	上山市	2,413	0.65	4	7,741	-
08	村山市	1,552	0.42	6	3,305	-
09	長井市	1,448	0.44	2	73	-
10	天童市	4,343	1.25	6	1,454	-
11	東根市	2,331	0.72	3	681	○
12	尾花沢市	2,456	0.71	2	222	○
13	南陽市	2,751	0.79	4	641	-
14	中山町	1,335	0.39	0	0	-
15	山辺町	645	0.17	1	3,136	-
16	大江町	548	0.17	5	3,473	○
17	朝日町	554	0.19	0	0	-
18	西川町	350	0.08	1	190	-
19	河北町	2,293	0.61	1	213	-
20	大石田町	1,055	0.32	2	569	-
21	舟形町	732	0.22	1	6,301	-
22	大蔵村	1,572	0.37	0	0	-
27	最上町	3,194	0.86	0	0	-
28	高畠町	2,484	0.68	3	5,422	-
29	川西町	5,067	1.28	2	75	-
30	白鷹町	6,368	1.97	0	0	-
31	飯豊町	20	0.01	0	0	○
32	小国町	1,620	0.48	0	0	○
36	三川町	2,639	0.85	2	53	○
44	遊佐町	3,420	1.01	1	32	-
45	庄内町	1,320	0.40	0	0	-
46	最上地区広域連合	1,013	0.32	4	53	○
市町村計		2,463	0.71	140	70,373	9

※資料：「国民健康保険実施状況報告」（厚生労働省）、「予算関係等資料」（厚生労働省）

13 市町村別特定健康診査、特定保健指導の実績値

保 険 者 番 号	市町村名	特定健康診査							特定保健指導（終了者割合）							
		令和元年度		令和2年度			令和3年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度			
		全体 (%)	対前 年度 比較	全体 (%)	対前 年度 比較	県内 順位	全体 (%)	対前 年度 比較	県内 順位	全体 (%)	対前 年度 比較	全体 (%)	対前 年度 比較	全体 (%)	対前 年度 比較	
01	山形市	41.42	0.14	37.25	-4.17	32	40.69	3.44	32	31.12	0.72	30.05	-1.07	30.80	0.75	29
02	米沢市	49.96	7.23	45.80	-4.15	27	47.94	2.14	27	32.08	9.28	41.87	9.79	41.73	-0.13	19
03	鶴岡市	51.65	0.01	48.59	-3.06	22	50.62	2.03	24	42.42	1.65	39.46	-2.96	40.87	1.41	20
04	酒田市	50.84	1.14	49.53	-1.31	21	51.15	1.62	21	59.94	-0.66	66.17	6.23	66.48	0.31	4
05	新庄市	46.28	-0.25	45.25	-1.03	29	45.75	0.49	28	58.67	1.06	55.56	-3.11	54.61	-0.94	16
06	寒河江市	51.46	1.10	50.64	-0.81	17	52.90	2.25	17	46.10	0.83	44.15	-1.96	35.59	-8.56	26
07	上山市	46.64	4.80	42.22	-4.42	31	45.68	3.47	29	63.48	0.82	65.56	2.08	65.08	-0.48	8
08	村山市	53.30	-0.13	50.31	-2.99	18	52.93	2.62	16	44.34	-6.83	46.72	2.39	38.94	-7.78	24
09	長井市	47.06	1.67	47.56	0.50	24	50.81	3.25	23	64.02	10.03	70.22	6.20	66.46	-3.76	5
10	天童市	50.42	0.66	47.22	-3.20	25	50.86	3.64	22	22.12	0.77	25.65	3.53	24.41	-1.24	30
11	東根市	50.02	0.47	47.13	-2.89	26	48.89	1.77	25	64.06	15.83	60.92	-3.14	72.98	12.06	2
12	尾花沢市	55.31	-0.45	53.44	-1.86	14	55.32	1.88	13	34.64	0.73	31.17	-3.47	32.86	1.69	28
13	南陽市	44.18	1.28	43.27	-0.91	30	44.46	1.19	31	59.91	17.92	52.47	-7.45	63.27	10.80	9
14	中山町	53.78	-0.61	54.38	0.60	11	55.84	1.46	11	34.62	2.93	48.94	14.32	40.58	-8.36	22
15	山辺町	47.91	0.69	45.35	-2.56	28	45.42	0.07	30	54.00	4.00	50.56	-3.44	56.67	6.10	13
16	大江町	52.29	0.80	53.64	1.36	13	56.49	2.85	10	49.38	-4.28	49.41	0.03	49.30	-0.12	17
17	朝日町	60.39	0.70	57.45	-2.95	7	62.03	4.58	5	57.00	-7.60	70.30	13.30	60.47	-9.83	11
18	西川町	63.61	0.84	57.19	-6.42	8	62.29	5.10	4	54.55	5.42	38.89	-15.66	61.19	22.31	10
19	河北町	49.11	-1.48	50.05	0.94	19	51.46	1.41	19	56.39	-0.18	53.13	-3.27	48.15	-4.98	18
20	大石田町	57.74	0.32	59.26	1.52	5	59.97	0.71	8	40.79	-4.08	36.36	-4.43	38.46	2.10	25
21	舟形町	56.75	-1.52	55.41	-1.33	10	55.54	0.13	12	50.00	-18.33	57.38	7.38	40.00	-17.38	23
22	大蔵村	65.94	-0.55	63.45	-2.49	1	64.29	0.84	2	46.34	7.71	42.42	-3.92	35.14	-7.29	27
27	最上町	51.30	-0.51	49.94	-1.36	20	51.35	1.41	20	23.21	3.05	59.46	36.25	55.45	-4.01	15
28	高畠町	55.28	0.07	51.59	-3.70	16	59.00	7.42	9	51.52	-3.31	56.98	5.47	56.23	-0.75	14
29	川西町	52.25	2.45	53.75	1.49	12	53.15	-0.60	15	67.57	-2.37	71.63	4.06	66.17	-5.47	6
30	白鷹町	61.32	-0.21	59.14	-2.18	6	60.81	1.67	7	35.57	-1.67	12.90	-22.67	20.42	7.52	31
31	飯豊町	57.05	-0.16	56.13	-0.91	9	54.91	-1.22	14	66.67	11.28	52.17	-14.49	66.15	13.98	7
32	小国町	47.67	0.59	48.51	0.84	23	48.10	-0.42	26	18.46	5.96	15.38	-3.08	14.55	-0.84	32
36	三川町	66.78	1.00	62.99	-3.79	2	65.20	2.21	1	61.63	8.02	60.23	-1.40	73.42	13.19	1
44	遊佐町	60.48	0.79	59.89	-0.59	4	61.44	1.55	6	53.30	-1.63	56.61	3.32	58.82	2.21	12
45	庄内町	61.56	-1.21	61.98	0.42	3	63.16	1.18	3	45.42	1.35	62.86	17.44	69.33	6.47	3
46	最上地区広域連合	53.19	1.27	52.22	-0.97	15	52.42	0.19	18	35.68	-1.56	35.37	-0.32	40.67	5.30	21
市町村平均		49.66	0.98	47.22	-2.44	-	49.52	2.30	-	45.31	2.04	47.29	1.97	47.47	0.18	-

※資料：山形県国民健康保険団体連合会調べ

